

第四次館林市障がい者計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月

館 林 市

はじめに



館林市では、「第三次館林市障がい者計画」を平成29年3月に策定し、「地域の中でともに学び助けあい安心して暮らせる社会の実現」を基本理念として、様々な施策に取り組んでまいりました。

近年、障がい者とその支援者を取り巻く社会環境は、障がいの多様化に加え、高齢化の進行等の社会構造の変化に伴い、大きな転換期を迎えており、これまで以上に安心・安全の環境づくりや新たなニーズへの取り組みがより一層求められています。

また、偏見や差別の解消、「親亡き後」の生活にかかわる環境整備、災害時の支援・避難等の緊急対応等、社会全体で解決しなければならない課題が山積しております。

このような中、障がい者本位の施策を切れ目なく、総合的かつ計画的に推進していくため、本市では、令和4年度から取り組む新たな「第四次館林市障がい者計画」を策定いたしました。

本計画は、「ともに学び ともに働きながら 自分らしく暮らせるまちの実現～市民とともにつくる共生社会～」を基本理念に掲げ、障がいのある方誰もが安心して自分らしく暮らせるまちになることを目的としています。

誰もが教育を受けられることや、障がいに対する理解を深め、ともに働く環境を整えること、さらに障がいのある方誰もが安心して自分らしく暮らせる社会を実現することは、すべての方にとって生活しやすい社会につながることから、市民の皆さまのより一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました館林市障がい者の住みよい街づくり推進協議会の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆さま、並びに関係各位に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

館林市長

多田善洋

目 次

第1章 計画の策定にあたり	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の期間	7
第4節 計画の策定方法	7
第5節 障がいのある方の定義	7
第2章 障がいのある方をめぐる現状	8
第1節 館林市の現状	8
(1) 総人口、世帯数及び世帯あたり人口等の状況.....	8
(2) 介護認定者数の推移	9
(3) 身体障がい者の状況	10
(4) 知的障がい者の状況	11
(5) 精神障がい者の状況	12
(6) 障害支援区分認定者の状況.....	13
(7) 障がい児等の就学の状況.....	14
第2節 アンケート調査結果	16
(1) 調査の概要	16
(2) 障がいのある方へのアンケート調査.....	17
(3) 障がい福祉サービス事業所へのアンケート調査.....	33
(4) 一般市民へのアンケート調査.....	36
(5) アンケート調査結果のまとめ.....	39
第3節 事業の進捗状況	42
第3章 計画の基本理念・基本目標	43
第1節 計画の基本理念と基本目標	43
第2節 基本目標に対する基本施策	44
第4章 個別施策の展開	46
基本目標1 理解の促進、差別の解消、権利擁護の推進	46
(1) 障がいに対する理解の促進.....	46
(2) 差別の解消	46
(3) 権利擁護・虐待防止	47
(4) ボランティア活動の促進.....	48
基本目標2 自立した生活支援の推進	50
(1) サービス提供体制の充実.....	50

(2) 相談体制の充実	52
(3) 住み慣れた地域での生活の確保.....	54
基本目標3 保健・医療体制の充実	55
(1) 保健サービスの充実	55
(2) 医療サービスの充実	55
基本目標4 療育・教育の充実	57
(1) 療育・教育の推進	57
(2) インクルーシブ教育の推進.....	58
基本目標5 文化芸術活動・スポーツ等の振興	59
(1) スポーツ・文化活動の促進.....	59
基本目標6 雇用・就業、経済的自立の支援	60
(1) 一般就労支援の充実	60
(2) 一般就労が困難な障がい者への就労支援.....	61
(3) 経済的自立の支援	62
基本目標7 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	63
(1) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実.....	63
基本目標8 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	65
(1) 防災・防犯対策の推進.....	65
(2) 交通・移動手段の充実.....	66
(3) 公共施設等のバリアフリー化及び配置の集約化.....	67
第5章 計画の推進・評価体制	69
(1) 計画の推進	69
(2) 計画の進行管理及び点検・評価	69
資料編	70
1 計画策定の経過	70
2 館林市障がい者の住みよい街づくり推進協議会規則	71
3 館林市障がい者の住みよい街づくり推進協議会委員名簿	72
4 館林市障がい者計画及び館林市障がい福祉計画庁内検討会設置要領	73

※「障がい」の表記について

障がいの「がい」の表記については、法律名や条文、固有名詞で漢字が使われている場合や、「障害物」といった物を指す場合は漢字の「害」の表記とし、それ以外は基本的にひらがなで表記することとします。

第1章 計画の策定にあたり

第1節 計画策定の背景と趣旨

障がい者計画は、障がい者についての福祉制度や社会経済情勢の変化を踏まえ、すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

我が国では、平成15年に従来の措置制度に代わる支援費制度が導入され、平成16年には、発達障がいの定義と法的な位置づけを確立する「発達障害者支援法」が成立、更に平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」では、障がいの種別にかかわらずサービスが利用できるよう障がい福祉サービスの一元化が図られるなど、障がい者施策に大きな転換が図られました。その後、平成24年に「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」へと改正され、谷間のない支援提供のための障がい者の範囲の変更（難病等の追加）、障害程度区分から支援区分への改定、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、地域移行支援の対象の拡大、地域生活支援事業の追加など、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備がなされています。

またこの間、平成25年に成立した「障害者差別解消法」では、国の行政機関や地方公共団体での「障がいを理由とする不当な差別的取扱い」や「障がい者への合理的配慮の不提供」が禁止とされ、平成28年4月に施行されました。平成30年には障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢の障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がいのある子どもの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を定めています。

これまで本市においては、国・群馬県等の動向及び障がいのある方の実態やニーズに対応し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策を推進し、障がい者福祉の向上と地域のノーマライゼーション^(※1)の実現を図るため、「地域の中で ともに学び 助けあい 安心して暮らせる社会の実現 ～市民とともにつくる共生社会～」を基本理念とした『第三次館林市障がい者計画（平成29年度～平成33年度）』を策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

本計画は、第三次計画の最終年度にあたり、これまでの施策の進捗評価を行うとともに、関係法令や社会環境等の変化を踏まえた、『第四次館林市障がい者計画』として策定するものです。

※1 障がいのある人や高齢者等を特別視するのではなく、普通の生活が送れるよう条件を整えることで、一般社会の中で共に生きる社会こそが本来の望ましい姿であるとする考え方。

<参考> 障がい者に関する法律・制度・計画の流れ

障害者基本法の一部を改正する法律の施行（平成 23 年 8 月）

これにより、障害者権利条約の趣旨に沿った障がい者政策の推進を図るため、条約に定められる障がい者の捉え方や、国が目指すべき社会の姿を明記するとともに、障がい者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を新たに規定しています。

児童福祉法の一部改正（平成 24 年 4 月）

障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。また通所支援の実施主体が市区町村となりました。

障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月）

虐待を受けた障がい者に対する保護、擁護者に対する支援のための措置などを定めることにより、障がい者への虐待防止等に関する施策の促進が図られることとなりました。

障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月及び平成 26 年 4 月）

障害者基本法の改正等を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講じるため、平成 24 年 6 月に成立した本法律が施行されました。

障害者優先調達法の施行（平成 25 年 4 月）

障害者就労施設が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的として施行されました。

障がい者（児）の定義に政令で定める難病患者等を追加（平成 25 年 4 月）

障害者総合支援法において、障がい者（児）の定義に政令で定める難病等が追加され、身体障害者手帳は取得できないものの、一定の障がいのある人が障がい福祉サービス等の対象となりました。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行（平成 25 年 6 月）

これにより、平成 25 年 7 月 1 日以後に公示・告知される選挙について、成年被後見人は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

障害者雇用促進法の一部改正（平成 25 年 6 月）

雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること（施行は平成 30 年 4 月）等を内容とするもので、本法律に基づく「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」が平成 27 年 3 月に策定されました。

障害者権利条約の批准（平成 26 年 1 月）

本条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利を実現するための措置等を規定する、障がい者に関する初めての国際条約です。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成 26 年 4 月）

精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、精神障がい者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続き等の見直しを行うことを目的とした法律です。

難病の患者に対する医療費等に関する法律の施行（平成 27 年 1 月）

難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入をあてることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるための法律です。

障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律です。

障害者雇用促進法の改正（平成 28 年 4 月施行）

雇用の分野における障がいを理由とする差別的な取り扱いが禁止されること、法定雇用率算定に精神障がいのある人を加えることなどが盛り込まれました。平成 30 年 4 月からは精神障がいのある人の雇用が義務化され、法定雇用率の算定基礎に加わります。

成年後見制度利用促進法の施行（平成 28 年 5 月施行）

基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月施行）

発達障がいのある人の定義と発達障がいへの理解の促進、発達生活全般にわたる支援の促進、発達障がいのある人の支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備等、発達障がいのある人が「切れ目ない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行）

障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正する法律で、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢の障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がいのある子どもの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を定めています。

障害者差別解消法の一部を改正する法律の公布（令和 3 年 6 月）

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務化されます。施行日は公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日となります。

<参考> 国の障害者基本計画（第4次）の概要

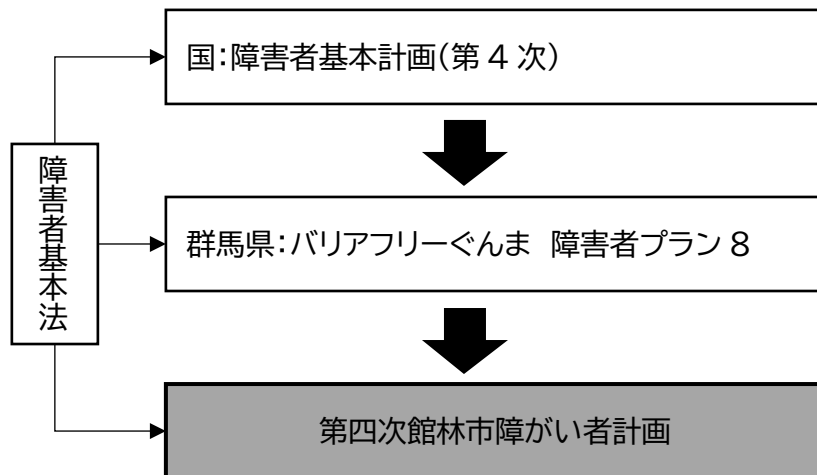
1. 安全・安心な生活環境の整備	2. 情報アクセシビリティ ^(※1) の向上及び意思疎通支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ○安全に安心して生活できる住環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進 ○移動しやすい環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関のバリアフリー化（ホームドア等） ○障がい者に配慮したまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した歩行者移動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者に配慮した情報通信・放送・出版の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者向け電話リレーサービスの体制構築 ○意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣
3. 防災、防犯等の推進	4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時における障がい特性に配慮した支援 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・音声によらない119番通報、障がい特性に配慮した災害時の情報伝達体制 ○防犯対策や消費者トラブル防止の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・Eメール等での110番通報、障がい特性に配慮した消費者相談 ・障がい者支援施設の安全体制確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会のあらゆる場面における障がい者差別の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者にも配慮した施設整備やサービス・情報提供等の一層の促進 ・障がい者差別解消に係る地域協議会の設置促進 ○障がい者虐待の防止、障がい者の権利擁護 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員等による障がい者虐待の未然防止
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	6. 保健・医療の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○本人の決定を尊重する意思決定支援の実施 ○身近な地域で相談支援を受けられる体制構築 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい種別や年齢、性別等に対応した相談支援 ・発達障がい者等へのピアサポートの推進 ○地域生活への移行の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入 ○障がいのある子供への支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な障がい児への包括的支援 ○身体障がい者補助犬の普及促進、福祉用具等の普及促進・研究開発 ○障がい福祉サービスの質向上、人材の育成・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がい者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・退院後の精神障がい者の支援 ○地域医療体制 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で医療、リハビリを受けられる体制の充実 ○研究開発等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・最新技術を活用した自立支援機器の開発 ・難病治療法の研究開発
7. 行政等における配慮の充実	8. 雇用・就業、経済的自立の支援
<ul style="list-style-type: none"> ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実 ○アクセシビリティに配慮した行政情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関の窓口での配慮 ・ウェブサイトにおけるキーボード操作対応や動画への字幕・音声解説の付与等の配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的な就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・精神障がい者の雇用促進、就労定着支援による職場定着の推進 ○多様な就業機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク等の柔軟な働き方の推進 ・福祉的就労の質の向上・底上げ（工賃向上） ・農業分野の就労支援

9. 教育の振興	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
<p>○誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画・教育支援計画の活用を通じた全ての学校における特別支援教育の充実 <p>○障がいのある学生の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各大学での支援部署の設置、支援人材の養成、就職支援 <p>○障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の各ライフステージにおける学びの支援 	<p>○障がい者の芸術文化活動への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校での質の高い文化芸術の体験 ・障がい者スポーツの普及及びアスリートの育成強化 ・パラリンピック等のアスリートの育成強化
11. 国際社会での協力・連携の推進	
<p>○国際的協調の下での障がい者施策の推進</p> <p>○文化芸術・スポーツを含む障がい者の国際交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信 	

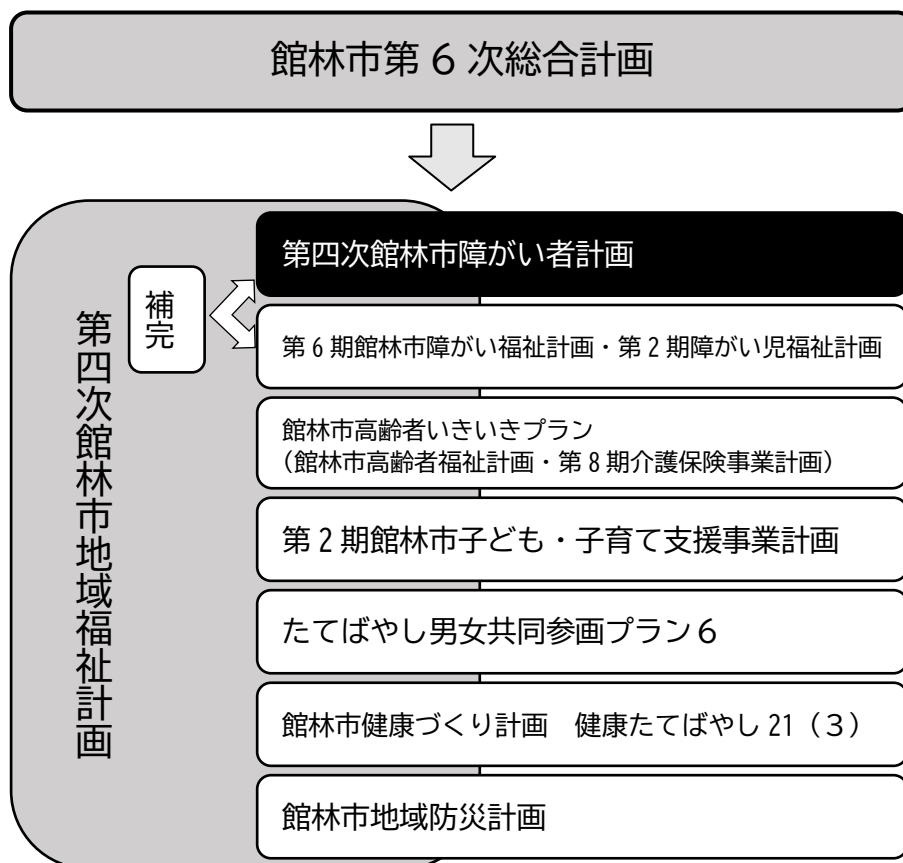
※1 高齢者や障がいの有無にかかわらず、すべての人が容易に開かれた情報通信の世界へアクセスできること。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、国の「障害者基本計画（第4次）」、及び群馬県の「バリアフリーぐんま障がい者プラン8」との整合を図りながら、障がい者施策を総合的にかつ計画的に定めるものです。



また、令和3年3月に策定された「館林市第6次総合計画」を上位計画とし、障害者総合支援法第88条第1項に基づいて、障がい福祉サービス等の提供体制の確保等を定める「障がい福祉計画」（本市においては「第6期館林市障がい福祉計画」）及び、児童福祉法第33条の20第1項に定める「障害児福祉計画」（本市においては「第2期障がい児福祉計画」）と相互に補完的であるとともに、第四次館林市地域福祉計画をはじめとする他の福祉関連計画との整合・連携を図ったものです。



第3節 計画の期間

本計画は、令和4年度（R4）を初年度とし令和8年度（R8）までの5か年の計画とします。ただし計画期間中に、社会情勢や財政状況、法律面などに大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

計画名	計画期間										
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
館林市障がい者計画	第三次					現行計画					
館林市障がい福祉計画	第4期	第5期			現行計画			次期計画			
館林市障がい児福祉計画		第1期			現行計画			次期計画			

第4節 計画の策定方法

本計画策定にあたっては、市民の方へのアンケート調査（『「館林市地域福祉計画」及び「館林市障がい者計画」策定のためのアンケート調査』、障がいのある方へのアンケート調査（『あなたのご意見をきかせてください』）及び事業所へのアンケート調査（『館林市障がい者計画』策定のためのアンケート）を実施し、障がい者福祉に関する現状を把握するとともに、課題を抽出しました。

また、現行の「第三次館林市障がい者計画」に盛り込まれた施策について、令和3年度時点での進捗状況の調査（内部評価）を行いました。

更に、計画策定の各段階で「館林市障がい者の住みよい街づくり推進協議会」を開催し、計画策定上の課題についての検討・審議をいただき、よりよい計画実現にむけ、ご意見の反映に努めました。

第5節 障がいのある方の定義

本計画における「障がいのある方」の定義は、障害者基本法第2条第1項に従い、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。また精神障がいには高次脳機能障がいと診断され精神障害者保健福祉手帳を取得した方を含み、障害者総合支援法第4条に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方（難病患者）も含まれます。

第2章 障がいのある方をめぐる現状

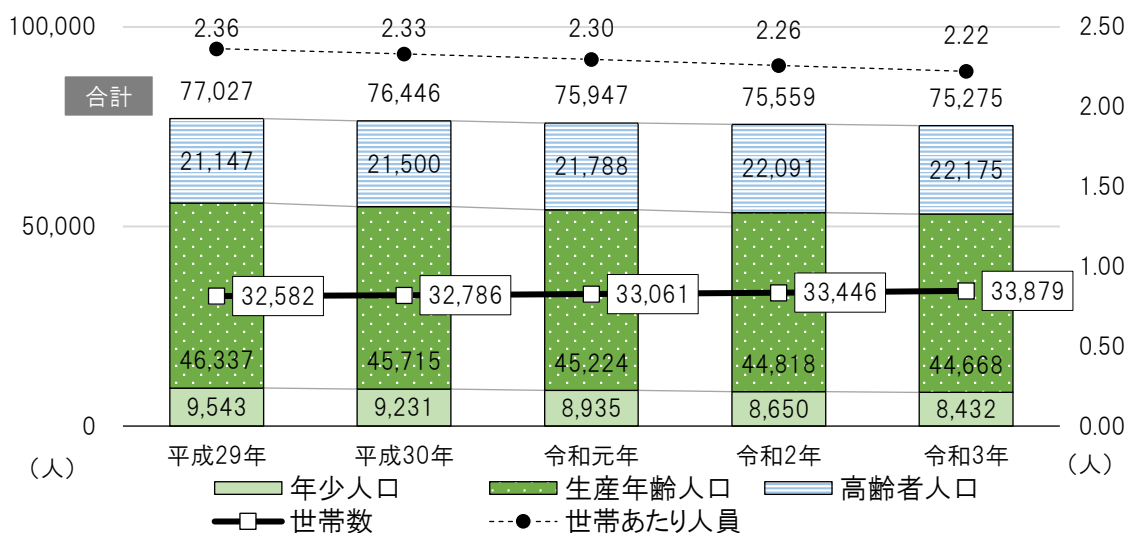
第1節 館林市の現状

(1) 総人口、世帯数及び世帯あたり人口等の状況

本市の総人口は減少傾向にあります。一方、世帯数は増加が続いているため、世帯あたりの人員は徐々に減少し、令和3年度では総人口が75,275人、世帯数は33,879世帯、世帯あたりの人員は2.22人となっています。

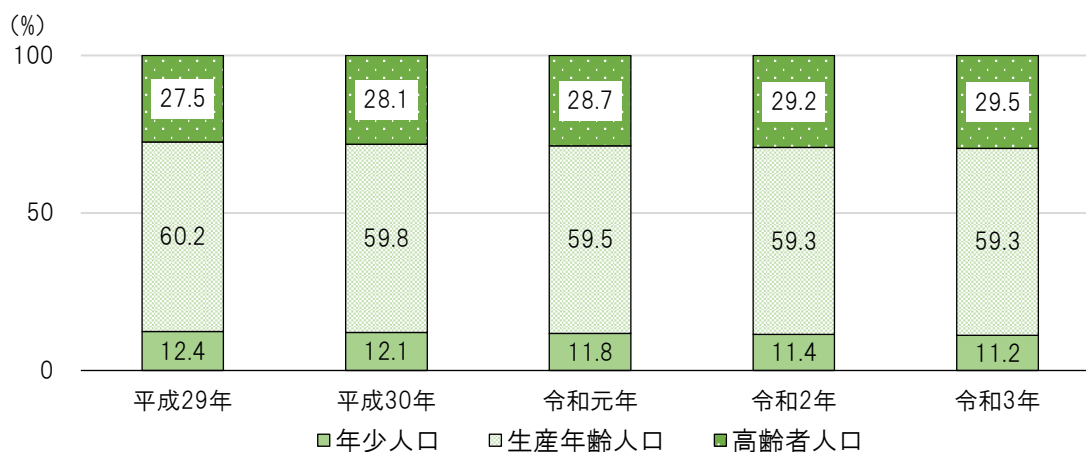
年齢3区分別の人口構成比の推移を見ると、65歳以上の高齢者人口は増加しており、14歳以下の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口では減少傾向が見られます。令和3年度の構成比では、年少人口が11.2%、生産年齢人口は59.3%、高齢者人口は29.5%となっています。

【総人口、世帯数と世帯あたり人員の推移】



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

【年齢3区分別の人口構成比の推移】

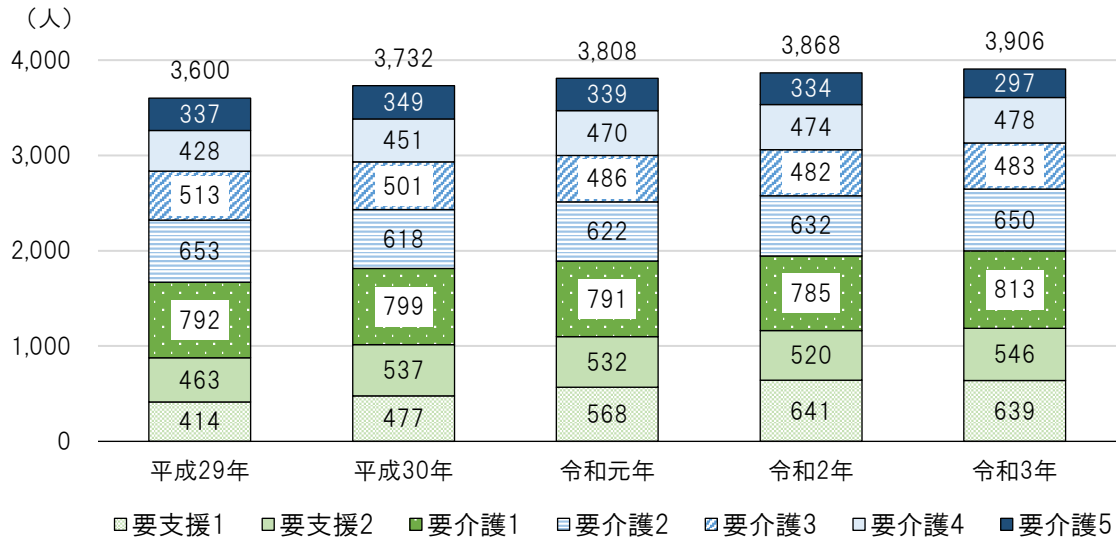


資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

(2) 介護認定者数の推移

要介護認定者数は年々増加しており、令和3年3月31日時点で3,906人となっています。平成29年度との比較では、令和3年度では要支援1、要支援2、要介護4において増加割合が比較的高くなっています。

【介護認定者数の推移】



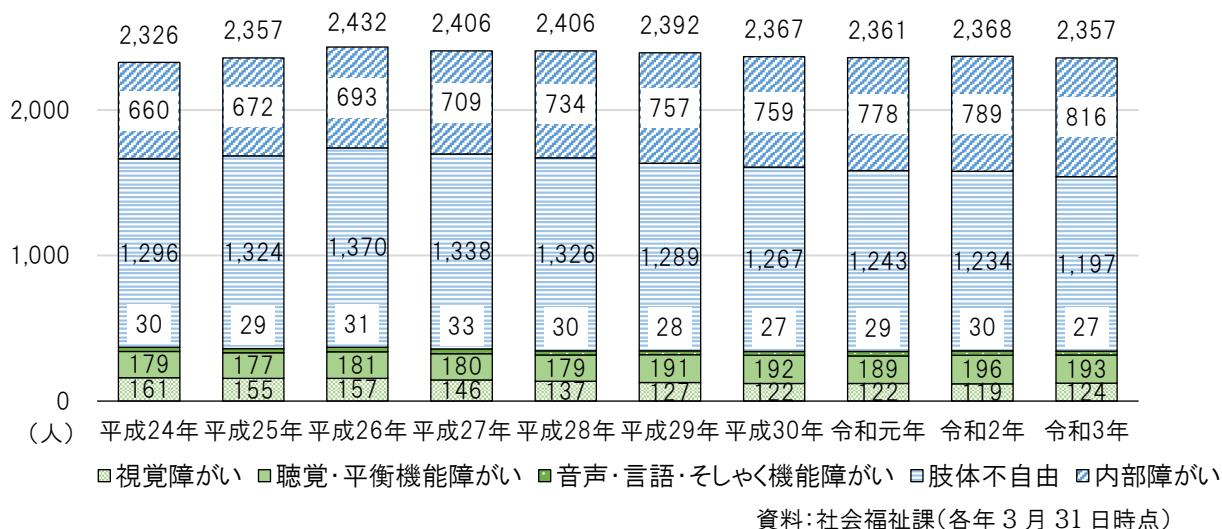
資料：介護保険課（各年3月31日時点）

(3) 身体障がい者の状況

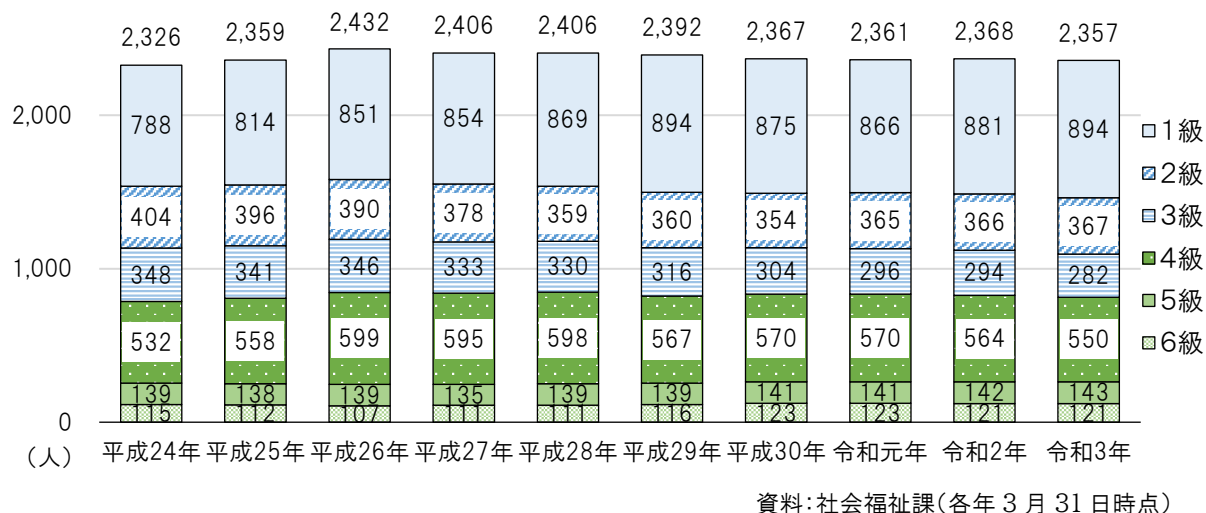
身体障害者手帳の交付状況を見ると、直近10年間では2,400人程度でほぼ横ばいの状況となっています。障がいの種類では肢体不自由、内部障がいが多くなっています。等級別では、1級が最も多く、次いで4級、2級となっています。

また、年齢別では、令和3年度において18歳未満が49人、18歳以上が2,308人となっています。

【身体障害者手帳交付者数（種類別）】



【身体障害者手帳交付者数（等級別）】



【身体障害者手帳交付者数（年齢別）】

(単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
18歳未満	50	54	57	47	48	54	53	50	53	49
18歳以上	2,276	2,303	2,375	2,359	2,358	2,338	2,314	2,311	2,315	2,308
総数	2,326	2,357	2,432	2,406	2,406	2,392	2,367	2,361	2,368	2,357

資料：社会福祉課(各年3月31日時点)

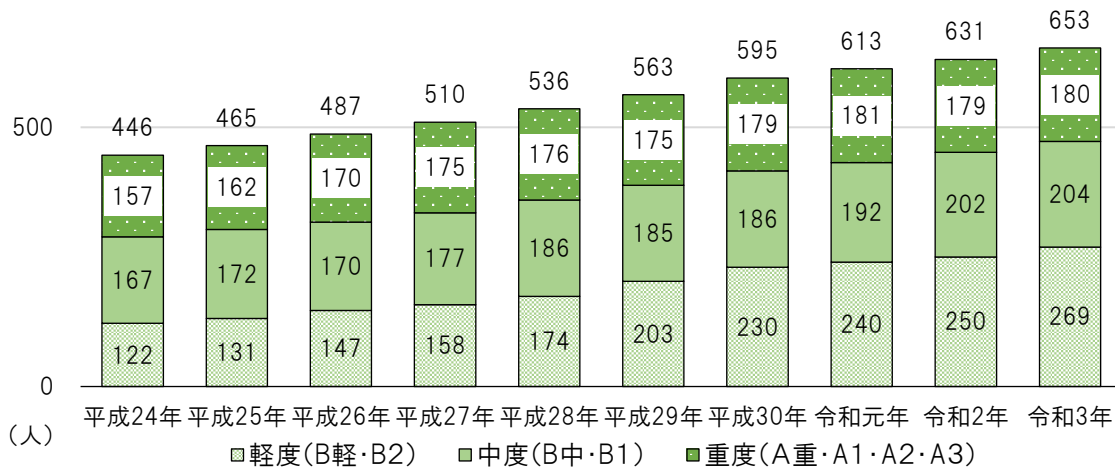
(4) 知的障がい者の状況

療育手帳の交付状況を見ると、令和3年度で653人となっており、年々増加しています。年齢別で見ると、令和3年度では18歳以上が447人で全体の68.5%を占めています。

障がい程度別に見ると、平成24年度との比較では、令和3年度では重度が14.6%増、中度が22.2%増、軽度が120.5%増と、軽度者の増加が大きくなっています。

年齢別に見ると、平成24年度と令和3年度での比較では、18歳未満では、89.0%増加、18歳以上では、32.6%の増加となっています。

【療育手帳交付者数（程度別）】



資料：社会福祉課(各年3月31日時点)

【療育手帳交付者数（年齢別）】

(単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
18歳未満	109	122	129	131	140	153	181	183	186	206
18歳以上	337	343	358	379	396	410	414	430	445	447
総数	446	465	487	510	536	563	595	613	631	653

資料：社会福祉課(各年3月31日時点)

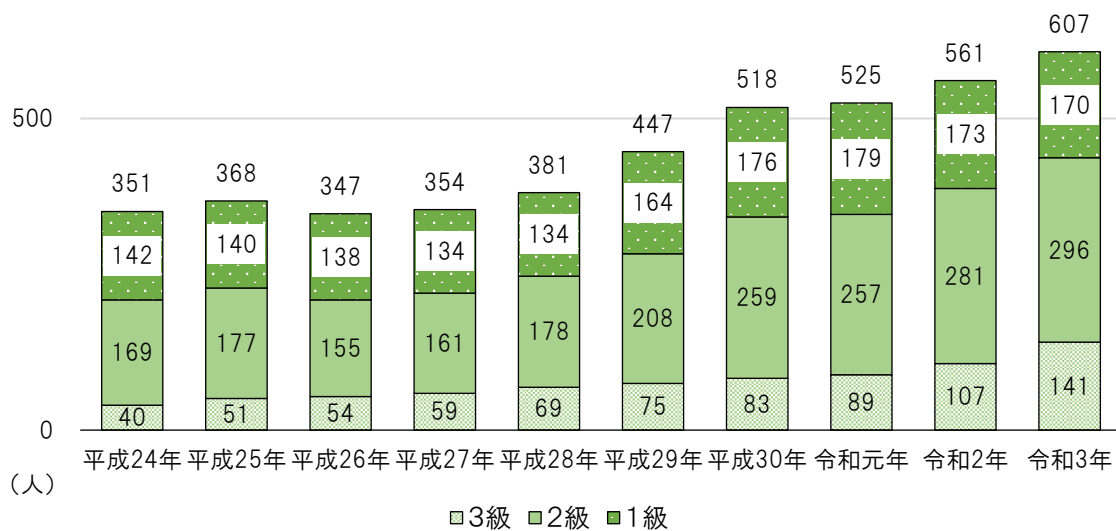
(5) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付状況を見ると、令和3年度で607人となっており、年々増加傾向にあります。

令和3年度の等級別では1級が28.0%、2級が48.8%を占め、3級は23.2%ですが、平成24年度から令和3年度までの変化を見ると、1級が28人増加、2級が127人の増加、3級は101人（252.5%）の増加となっています。

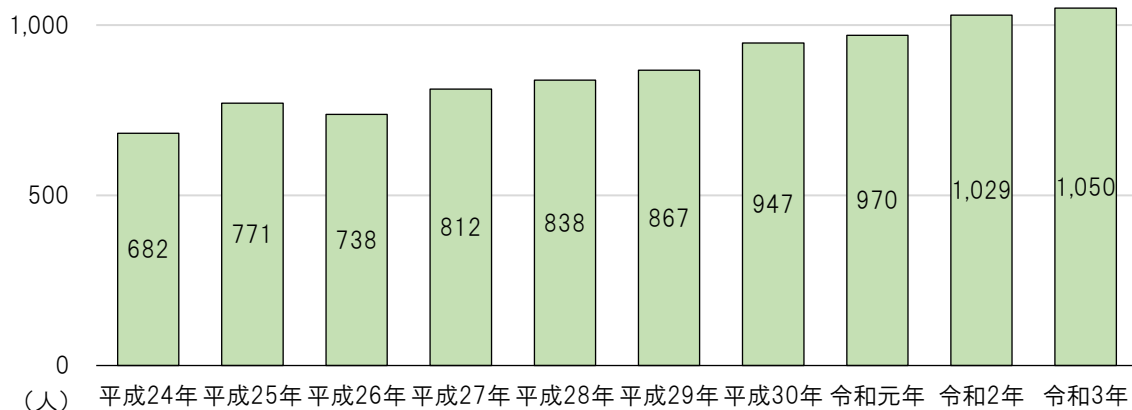
自立支援医療（精神通院）制度受給者は、令和3年度で1,050人となっており、平成24年度から368人（54.0%）増加しました。

【精神障害者保健福祉手帳交付者数（等級別）】



資料：社会福祉課（各年3月31日時点）

【自立支援医療（精神通院）制度受給者数】

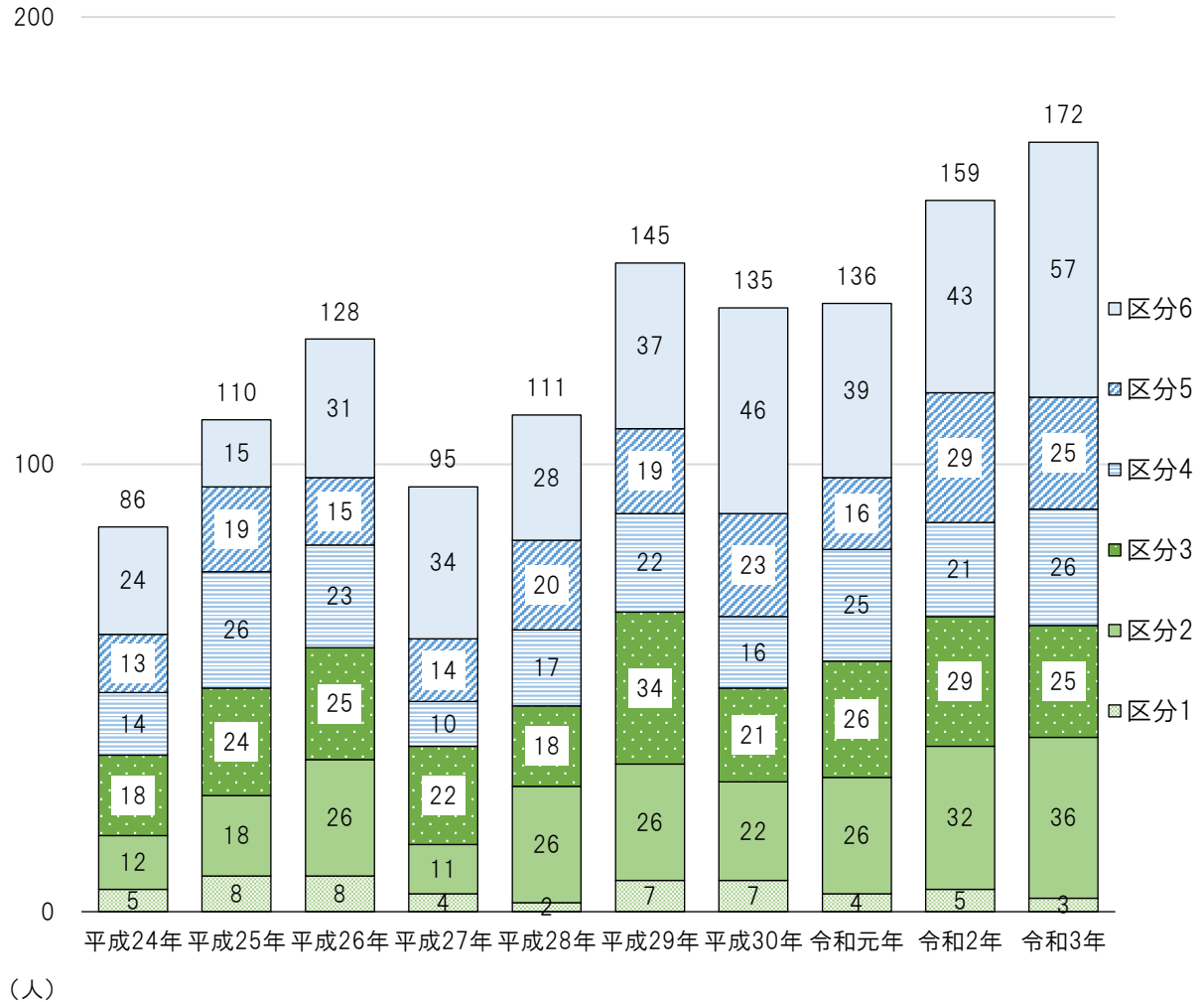


資料：社会福祉課（各年3月31日時点）

(6) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者は、令和3年度において172人となっており、区分6が57人と最も多く、次いで区分2が36人、区分4が26人などとなっています。

【障害支援区分認定者数の推移】



資料：社会福祉課(各年3月31日時点)

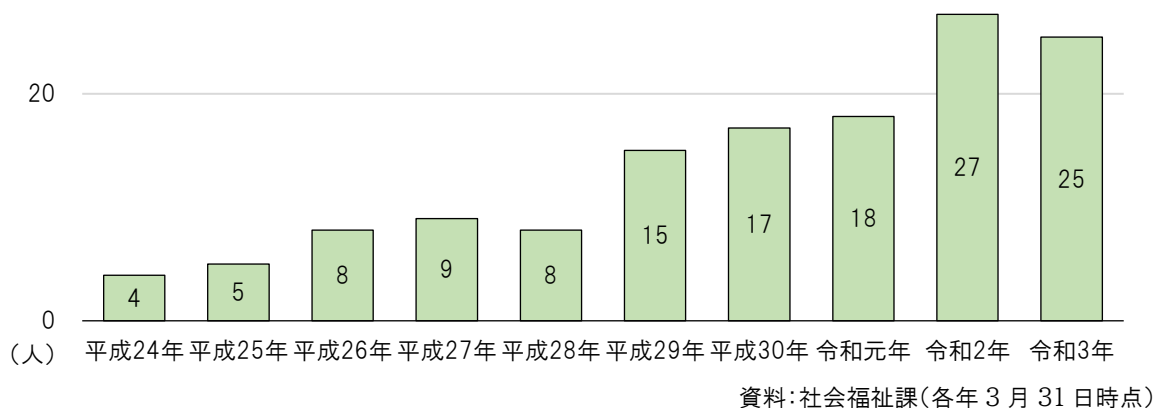
(7) 障がい児等の就学の状況

障がい児保育利用人数は増加傾向にあり、令和3年度では25人となっています。

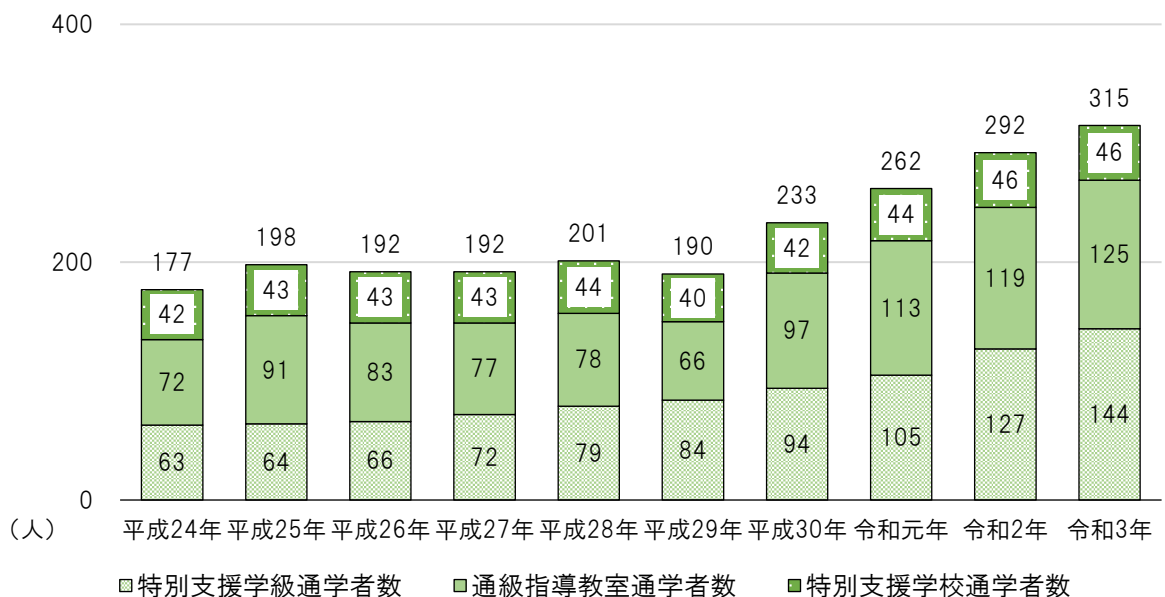
小学校及び中学校の特別支援教育を受ける児童・生徒数は増加傾向にあり、令和3年度では、小学校では特別支援学級通学者が144人、通級指導教室通学者が125人、特別支援学校通学者が46人、同様に中学校では、それぞれ56人、11人、27人となっています。

高等特別支援学校の生徒数は進路の多様化により近年減少傾向が見られ、令和3年度では55人となっています。卒業生の就職率は、近年100%で推移しており、就職先では4割が一般就労、6割が福祉的就労となっています。

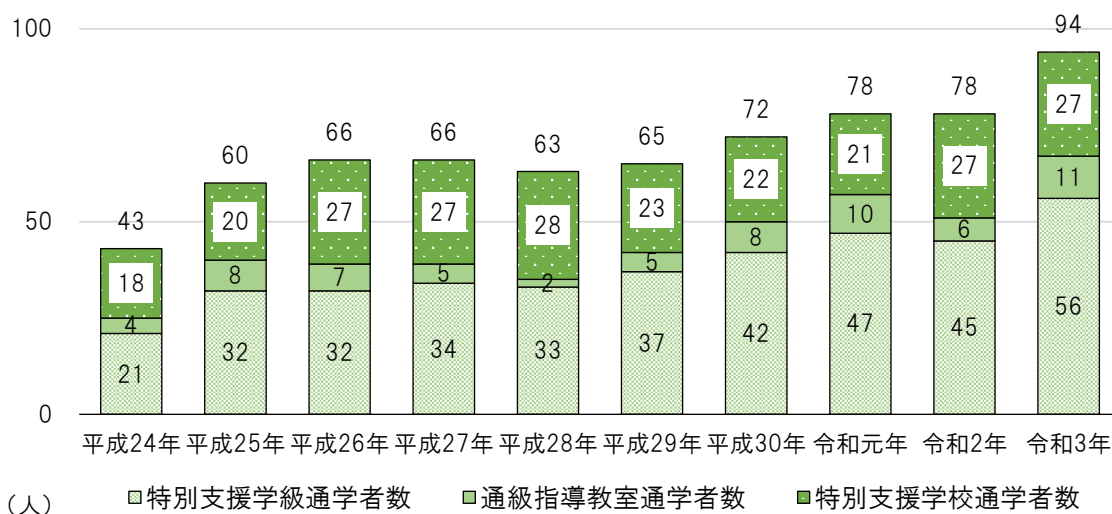
【障がい児保育利用人数の推移】



【特別支援教育の状況（小学校）】

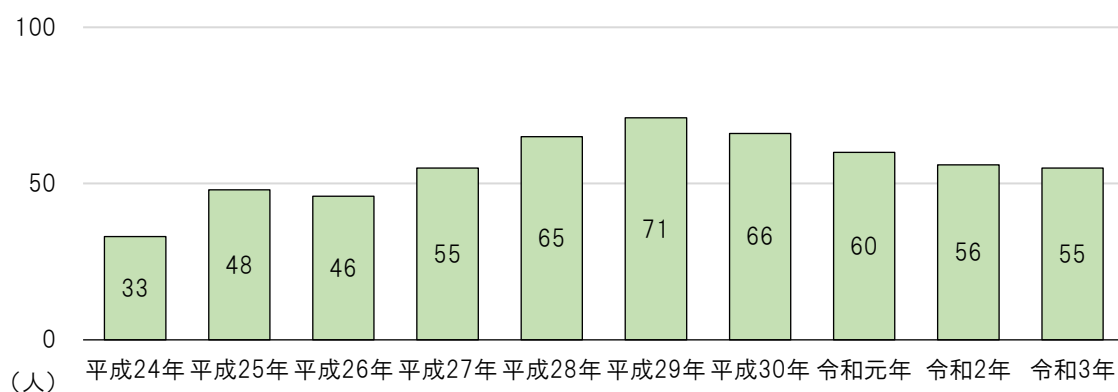


【特別支援教育の状況（中学校）】



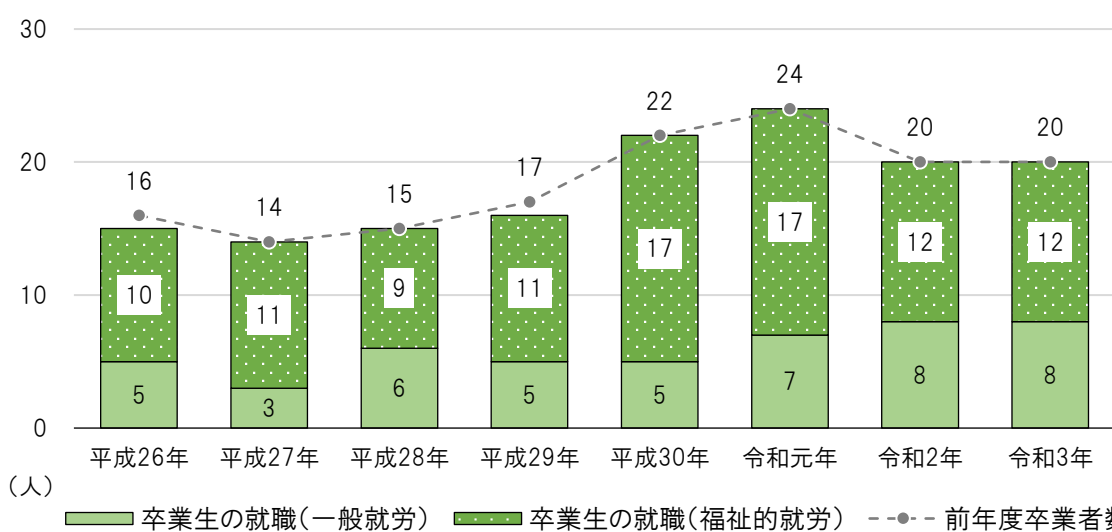
資料：学校教育課(各年5月1日時点)・群馬県立館林特別支援学校(各年3月31日時点)

【高等特別支援学校通学者数の推移】



資料：群馬県立館林高等特別支援学校(各年3月31日時点)

【高等特別支援学校卒業生の就職の状況】



資料：群馬県立館林高等特別支援学校(各年3月31日時点)

第2節 アンケート調査結果

第四次館林市障がい者計画策定にあたり、障がいのある方、障がい福祉サービス事業所及び一般市民を対象に、アンケート調査を実施しました。以下に、それぞれの内容を紹介します。

(1) 調査の概要

◎調査対象者

- ①障がいのある方：市内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- ②障がい福祉サービス事業所：市内に所在する障がい福祉サービス事業所
- ③一般市民：市内在住の18歳以上の方

◎調査方法：①及び③ 郵送による配布・回収

② 電子メールによる配布・回収

◎調査期間：①及び② 令和3年8月23日～9月13日

③ 令和3年8月18日～9月9日

◎回収状況

調査対象	調査対象数	回収数	有効回収数	有効回収率
①障がいのある方	450人	283件	283件	62.8%
②障がい福祉サービス事業所	45事業所	45件	45件	100.0%
③一般市民	2,000人	1,114件	1,112件	55.6%

■グラフ表示の見方

◎比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、比率が0.05未満の場合には0.0と表記されます。また、合計が100%とならないこともあります。

◎複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。

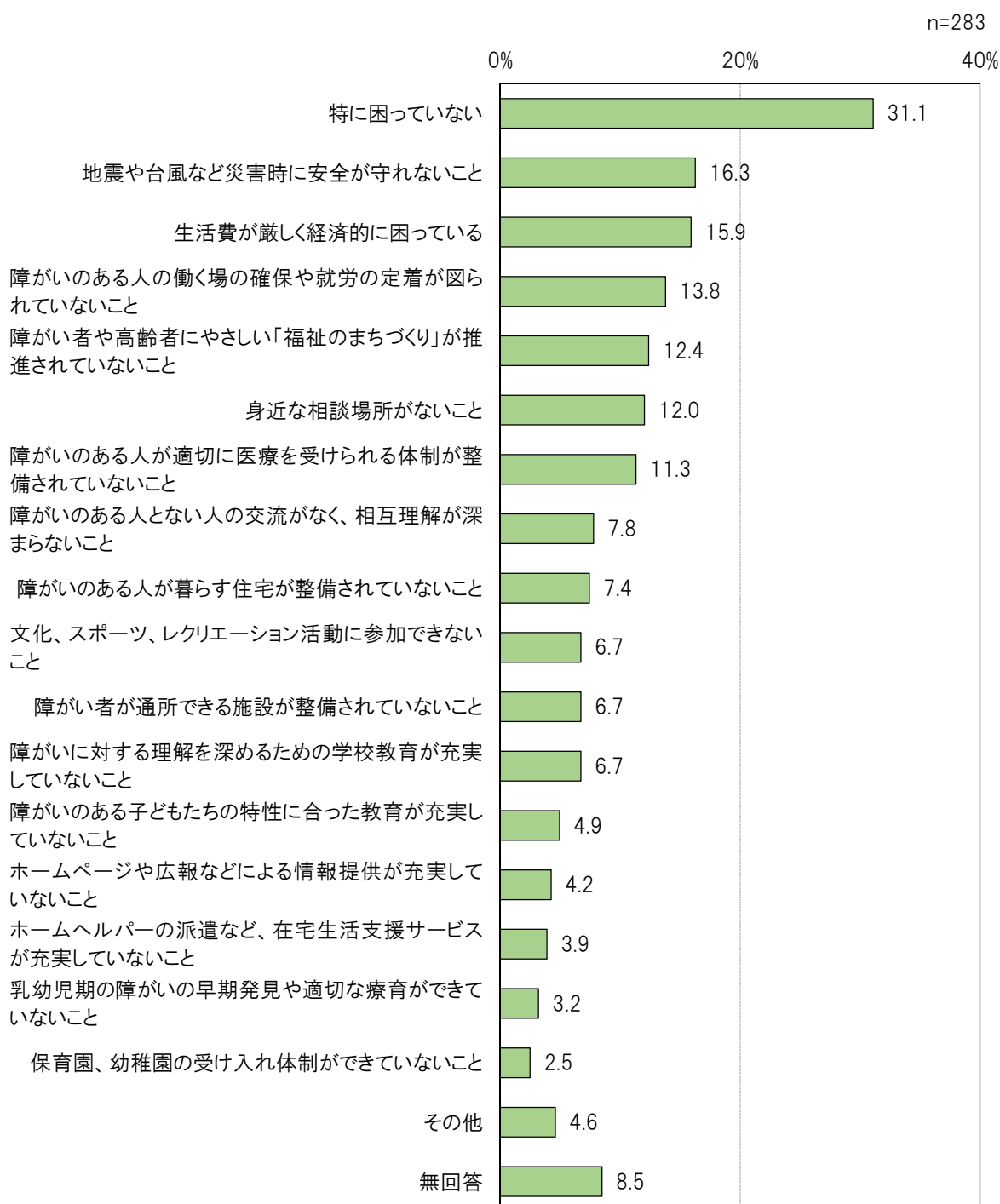
◎グラフの(n=○○)という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

(2) 障がいのある方へのアンケート調査

①困っていることについて

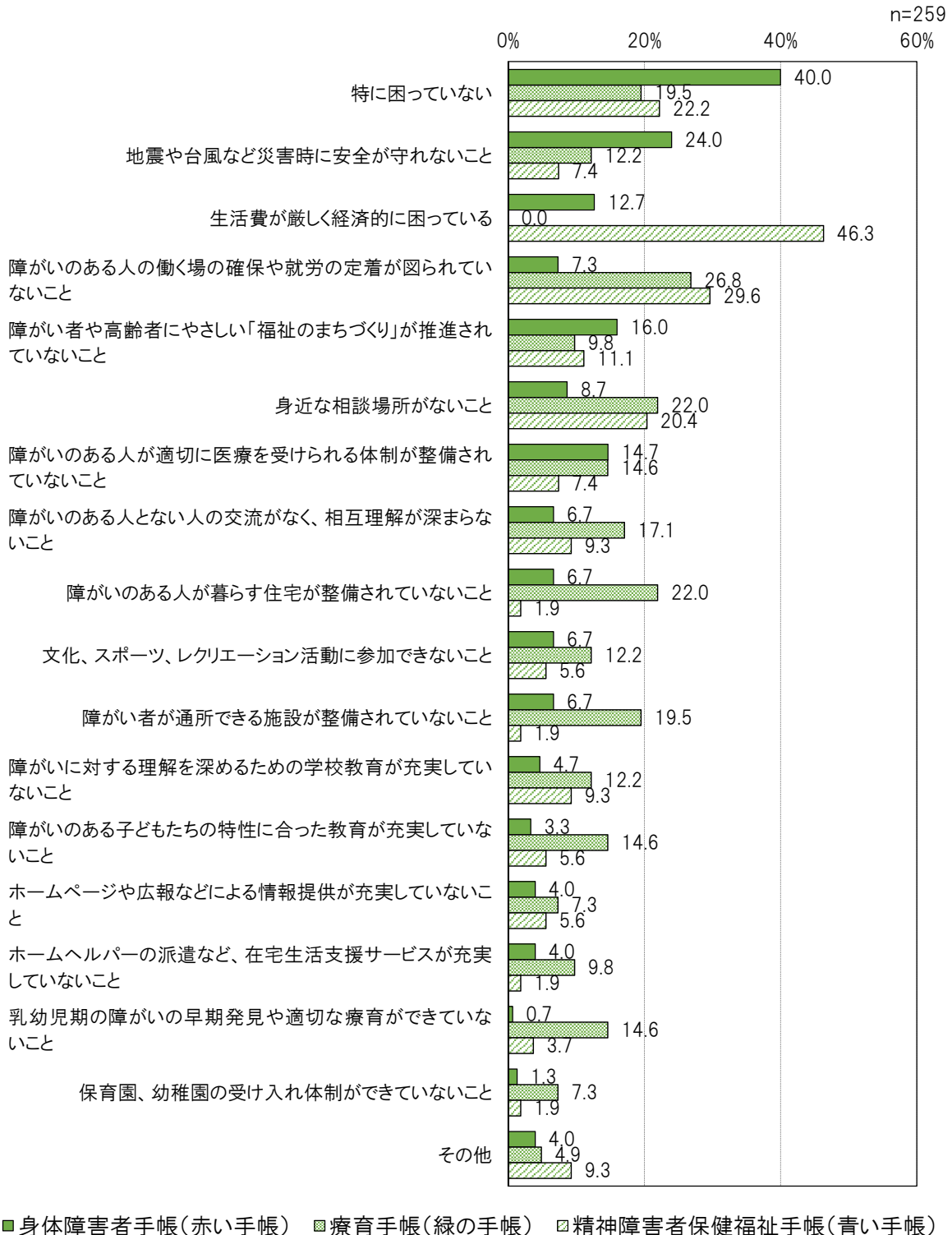
問 あなたが今、困っていることは何ですか。(3つまで○)

障がいのある方が今困っていることについては、「特に困っていない」が31.1%と最も高く、次いで「地震や台風など災害時に安全が守れないこと」が16.3%、「生活費が厳しく経済的に困っている」が15.9%、「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着が図られていないこと」が13.8%、「障がい者や高齢者にやさしい『福祉のまちづくり』が推進されていないこと」が12.4%、「身近な相談場所がないこと」が12.0%、などとなっています。



■ 今困っていること（手帳の種類別）

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の種類別（無回答者、重複所持者を除く）の今困っていることについては、身体障害者手帳所持者の場合では「特に困っていない」が40.0%と最も高くなっていますが、困っていることでは、「地震や台風など災害時に安全が守れないこと」が24.0%と最も高くなっています。また、療育手帳所持者の場合では「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着が図られていないこと」が26.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合では「生活費が厳しく経済的に困っている」が46.3%でそれぞれ最も高くなっています。



■ 今困っていること（年代別）

今困っていることの年代別では、「10代」では、仕事や教育に関すること、「20代」では仕事に関すること、「40代、50代」では生活費に関すること、「70代」では災害時の安全に関することなどが高い割合となっています。

（単位：％）

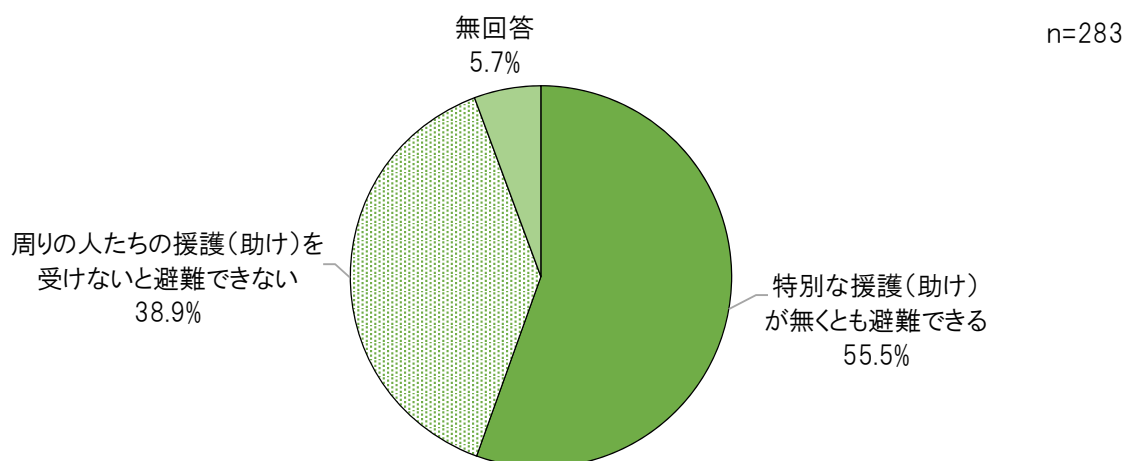
	全体	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	無回答
人数(人)	259	17	24	14	27	33	44	49	48	3
特に困っていない	34.0	11.8	12.5	50.0	33.3	24.2	34.1	38.8	50.0	0.0
地震や台風など災害時に安全が守れないこと	17.8	5.9	12.5	14.3	14.8	15.2	13.6	28.6	22.9	0.0
生活費が厳しく経済的に困っている	17.4	5.9	16.7	7.1	33.3	48.5	6.8	18.4	4.2	0.0
障がいのある人の働く場の確保や就労の定着が図られていないこと	15.1	29.4	33.3	21.4	22.2	27.3	15.9	2.0	0.0	0.0
障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」が推進されていないこと	13.5	5.9	4.2	7.1	11.1	18.2	15.9	18.4	12.5	33.3
身近な相談場所がないこと	13.1	23.5	16.7	14.3	18.5	21.2	9.1	10.2	6.3	0.0
障がいのある人が適切に医療を受けられる体制が整備されていないこと	12.4	17.6	12.5	7.1	0.0	18.2	18.2	14.3	6.3	33.3
障がいのある人とない人の交流がなく、相互理解が深まらないこと	8.5	11.8	20.8	0.0	11.1	12.1	6.8	4.1	4.2	33.3
障がいのある人が暮らす住宅が整備されていないこと	8.1	11.8	16.7	7.1	11.1	6.1	11.4	6.1	2.1	0.0
文化、スポーツ、レクリエーション活動に参加できないこと	7.3	11.8	8.3	7.1	7.4	3.0	6.8	6.1	10.4	0.0
障がい者が通所できる施設が整備されていないこと	7.3	23.5	16.7	7.1	0.0	3.0	2.3	8.2	8.3	0.0
障がいに対する理解を深めるための学校教育が充実していないこと	7.3	29.4	8.3	7.1	7.4	12.1	2.3	6.1	2.1	0.0
障がいのある子どもたちの特性に合った教育が充実していないこと	5.4	29.4	12.5	7.1	0.0	3.0	0.0	4.1	4.2	0.0
ホームページや広報などによる情報提供が充実していないこと	4.6	11.8	4.2	7.1	0.0	9.1	2.3	4.1	4.2	0.0
ホームヘルパーの派遣など、在宅生活支援サービスが充実していないこと	4.2	5.9	12.5	0.0	0.0	3.0	2.3	2.0	8.3	0.0
乳幼児期の障がいの早期発見や適切な療育ができていないこと	3.5	17.6	16.7	0.0	0.0	3.0	0.0	2.0	0.0	0.0
保育園、幼稚園の受け入れ体制ができていないこと	2.7	17.6	0.0	0.0	3.7	3.0	2.3	2.0	0.0	0.0
その他	5.0	5.9	12.5	0.0	0.0	9.1	6.8	0.0	4.2	0.0

「特に困っていない」及び年代の無回答者を除く、上位10項目に着色

②災害時に関することについて

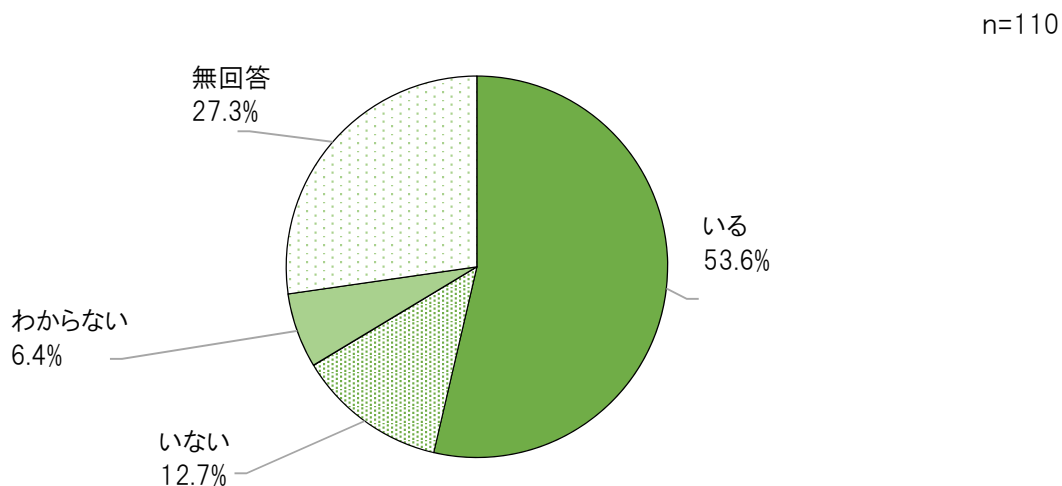
問 大きな災害（大地震や洪水など）が発生し、すぐに避難しなければならない事態となった場合に、お一人または家族だけで安全な場所（指定された避難場所など）へ避難できますか。（1つに○）

災害時に、一人または家族だけで「特別な助けがなくとも安全な場所に避難できる方」は55.5%であり、「周りの人たちの助けを受けないと避難できない方」は38.9%となっています。



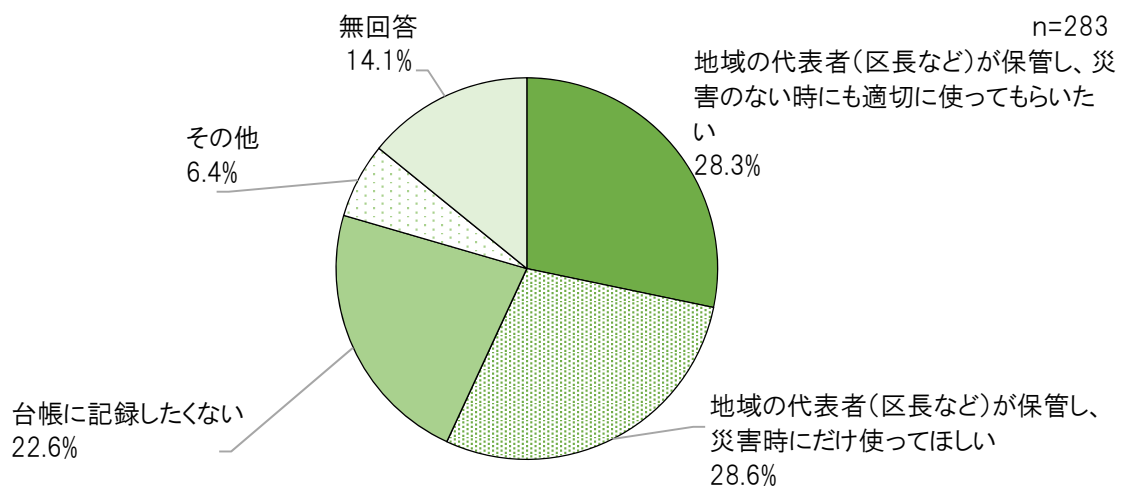
問 「周りの人たちの助けを受けないと避難できない方」について、避難する手助けをしてくれる人はいますか。（1つに○）

「周りの人たちの助けを受けないと避難できない方」について、「手助けしてくれる人がいる方」は、53.6%、「いない方」は12.7%、「わからない又は無回答の方」は33.7%となっています。



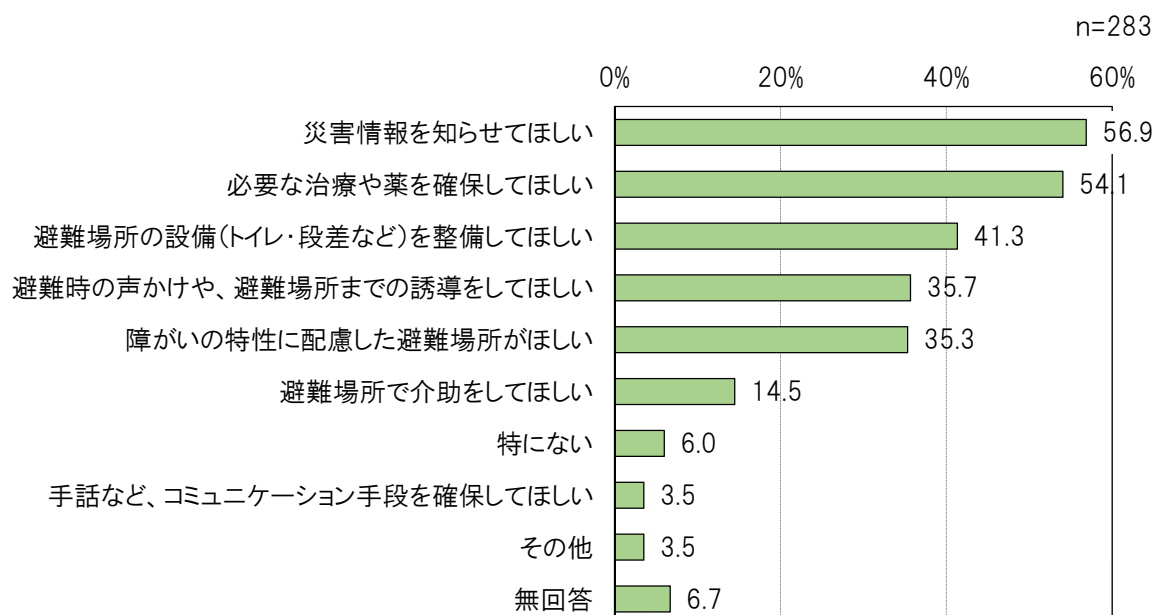
問 災害時に、障がいのある人などを地域で援護（助け）する方法をあらかじめ決めておくしくみづくりを考えています。日頃から災害に備えて知らせておきたい自分のことを台帳（カードなど）に記録しますが、この台帳の使い方について次の中から選んでください。（1つに○）

日頃から災害に備えて知らせておきたい自分のことを台帳（カードなど）に記録し、使用することについては、「地域の代表者（区長など）が保管し、災害時にだけ使ってほしい」が28.6%、「地域の代表者（区長など）が保管し、災害のない時にも適切に使ってほしい」が28.3%、「台帳に記録したくない」が22.6%などとなっています。



問 災害にあったときにしてほしいことは何ですか。（あてはまるものすべて○）

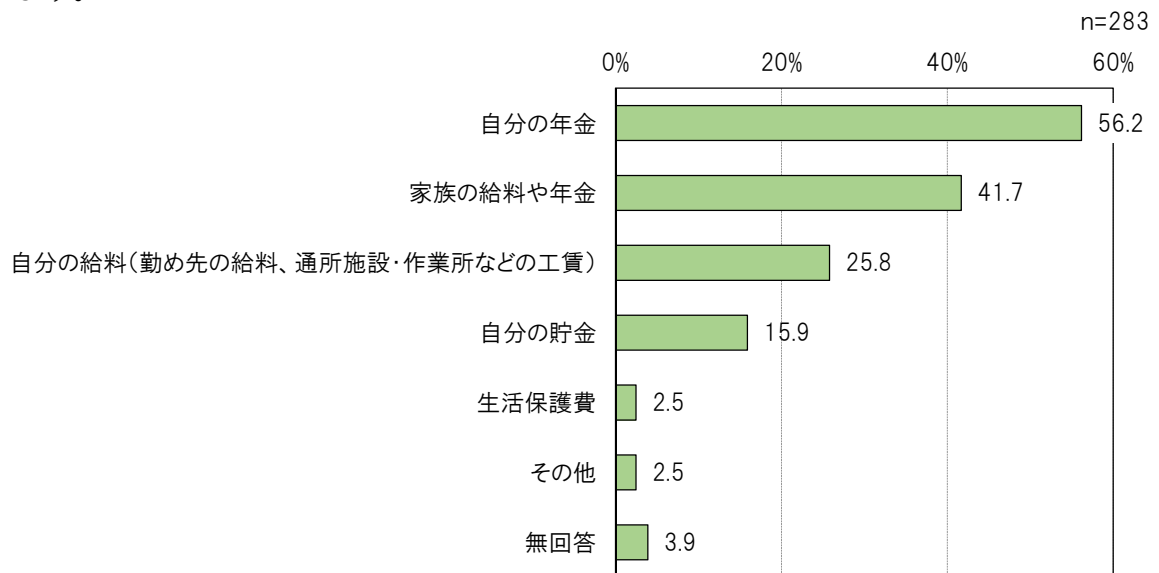
災害にあったときにしてほしいことは、「災害情報を知らせてほしい」が56.9%で最も高く、次いで「必要な治療や薬を確保してほしい」が54.1%、「避難場所の設備（トイレ・段差など）を整備してほしい」が41.3%、「避難時の声かけや、避難場所までの誘導をしてほしい」が35.7%などとなっています。



③お金に関することについて

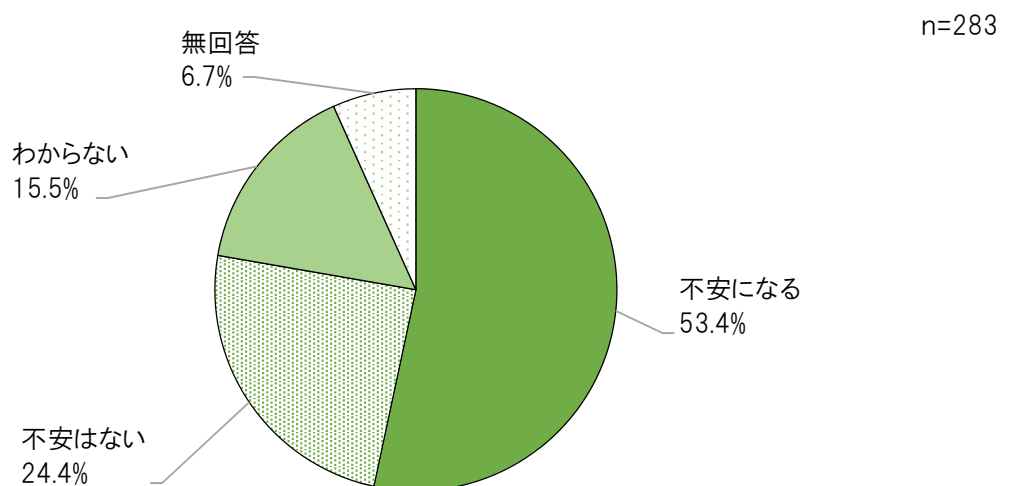
問 あなたの生活費は、どこから出ていますか。(あてはまるものすべてに○)

生活費の出どころは、「自分の年金」が56.2%で最も高く、次いで「家族の給料や年金」が41.7%、「自分の給料（勤め先の給料、通所施設・作業所などの工賃）」が25.8%などとなっています。



問 生活に必要なお金のことで不安になることはありますか。(1つに○)

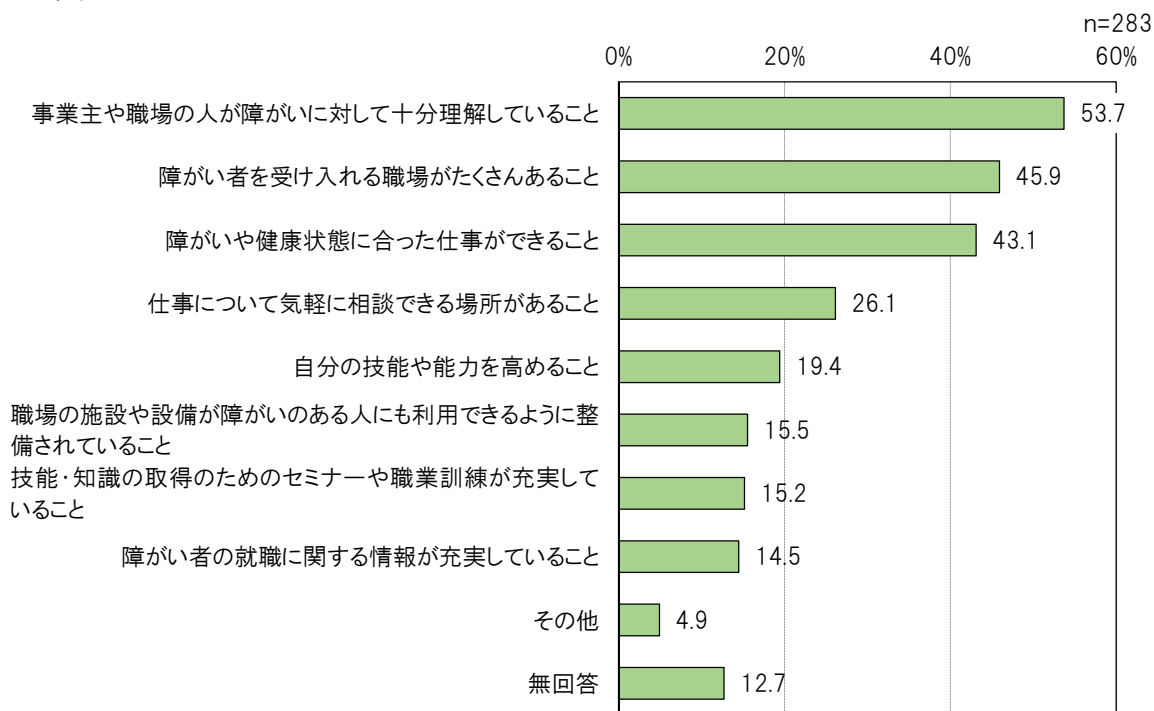
生活に必要なお金のことで不安になるかについては、「不安になる」が53.4%、「不安はない」が24.4%、「わからない又は無回答」が22.2%となっています。



④雇用・就業に関することについて

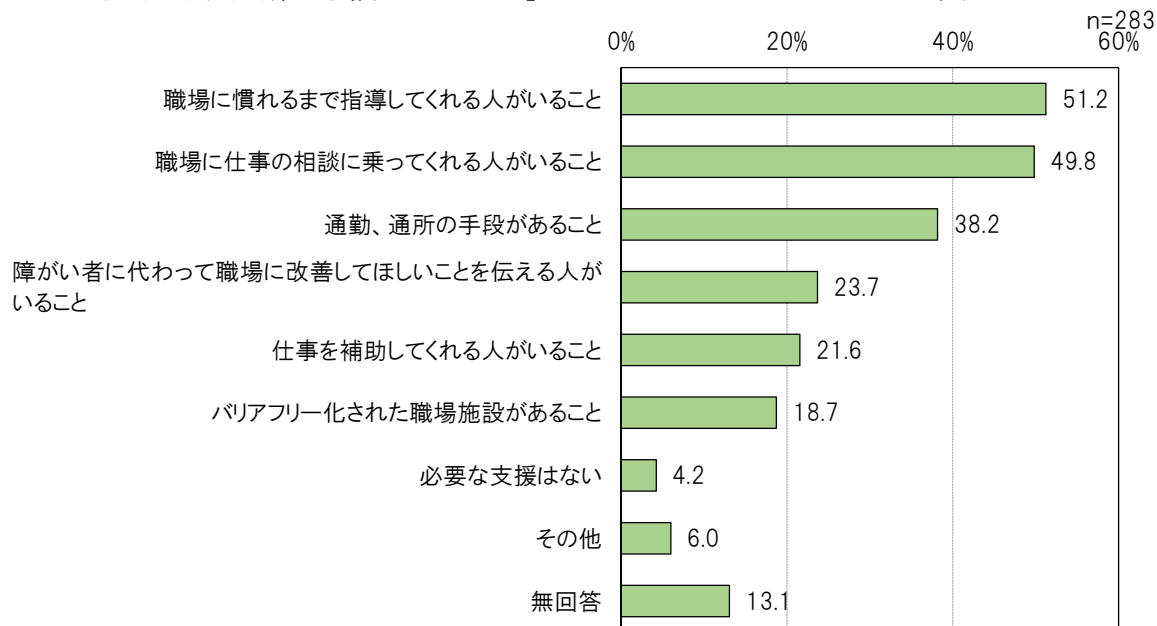
問 障がい者が仕事につくためにはどんなことが大切だと思いますか。(3つまで○)

障がい者が仕事につくために大切だと思うことは、「事業主や職場の人が障がいに対して十分理解していること」が53.7%で最も高く、次いで「障がい者を受け入れる職場がたくさんあること」が45.9%、「障がいや健康状態に合った仕事ができること」が43.1%などとなっています。



問 障がい者が働き続けるためにはどんな支援が必要だと思いますか。(3つまで○)

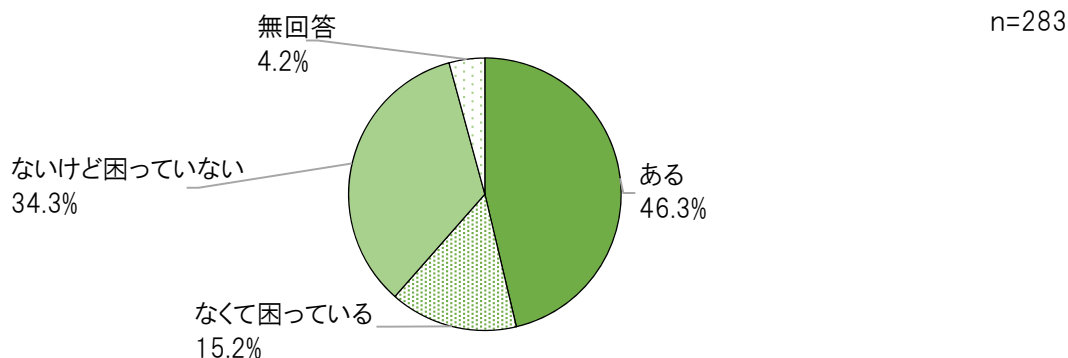
障がい者が働き続けるために必要だと思う支援は、「職場に慣れるまで指導してくれる人がいること」が51.2%で最も高く、次いで「職場に仕事の相談に乗ってくれる人がいること」が49.8%、「通勤、通所の手段があること」が38.2%などとなっています。



⑤生活に関することについて

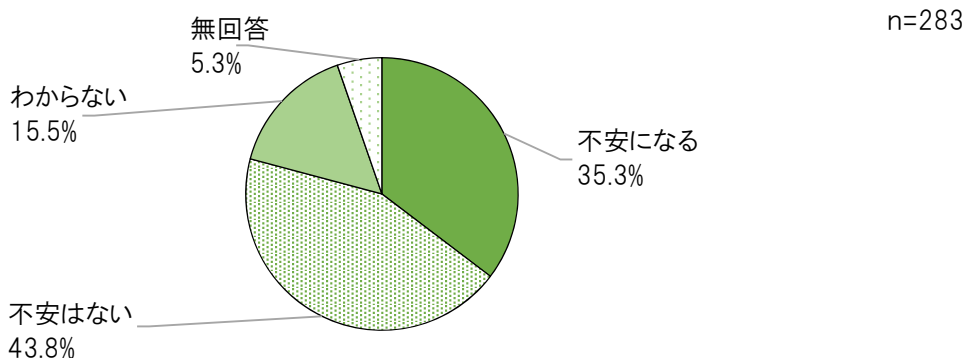
問 趣味や生きがいはありますか。(1つに○)

趣味や生きがいについては、「ある」が46.3%、「なくて困っている」が15.2%、「ないけど困っていない」が34.3%となっています。



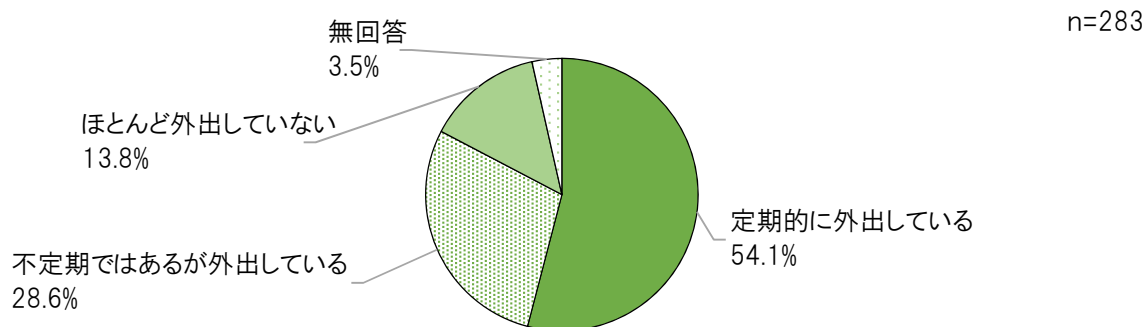
問 生活する場所について、不安になることはありますか。(1つに○)

生活する場所に対する不安については、「不安になる」が35.3%、「不安はない」が43.8%、「わからない」が15.5%となっています。



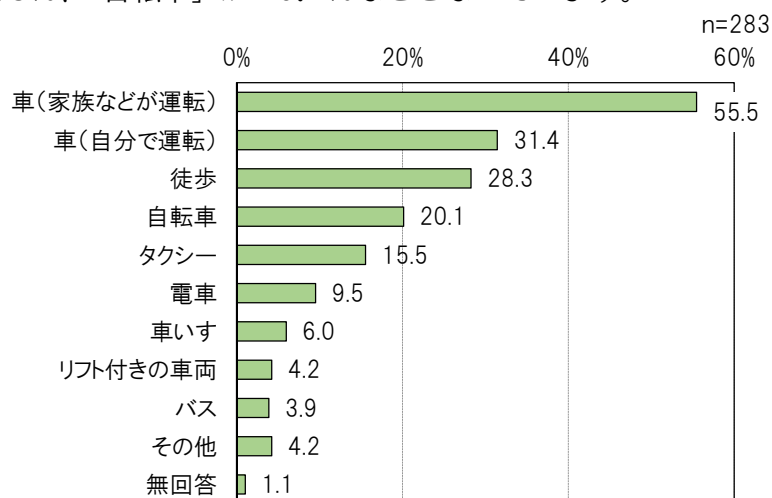
問 どれくらい外出していますか。(通勤、通学、通院などの外出を含みます)(1つに○)

外出頻度については、「定期的に外出している」が54.1%、「不定期ではあるが外出している」が28.6%、「ほとんど外出していない」が13.8%となっています。



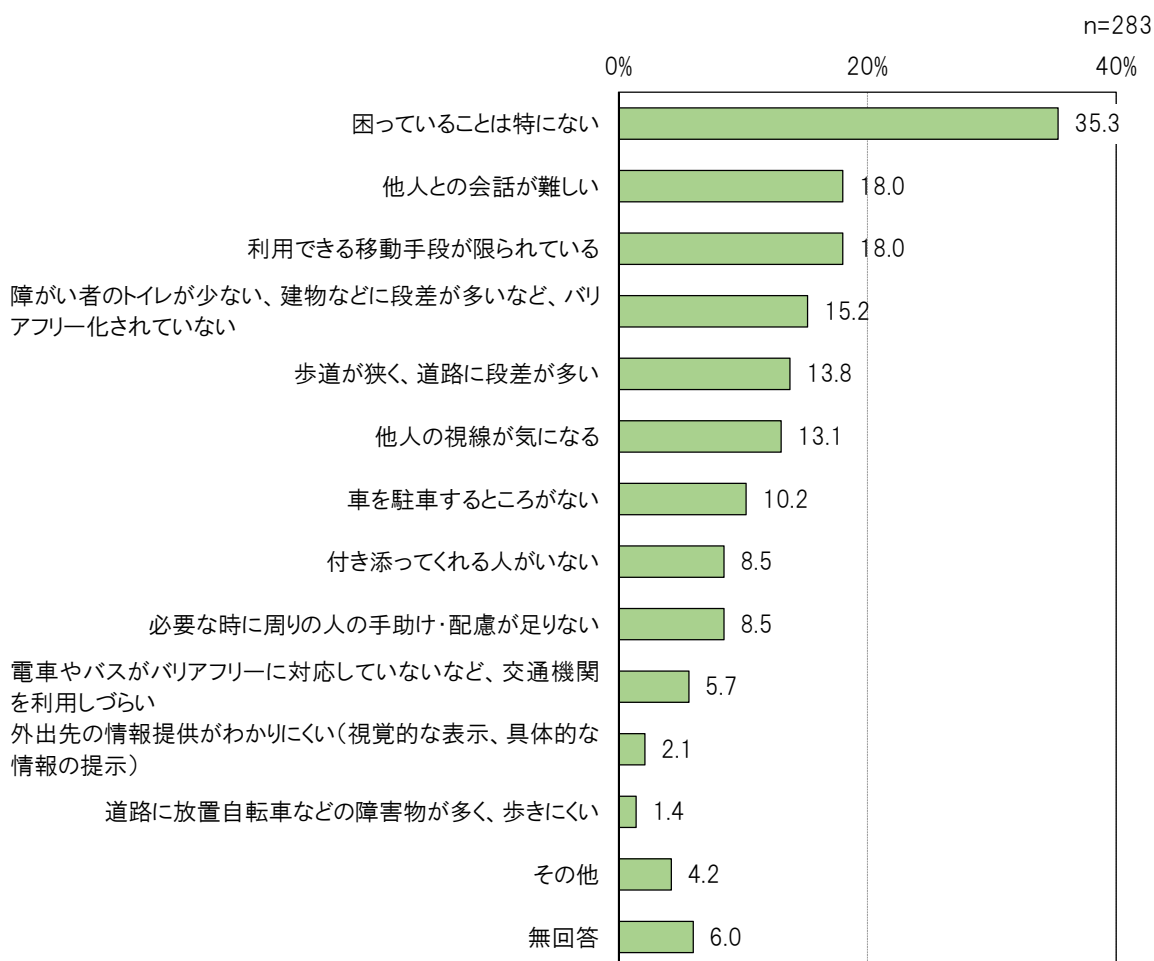
問 主にどのような移動手段で外出していますか。(3つまで○)

主な移動手段では、「車(家族などが運転)」が55.5%で最も高く、次いで「車(自分で運転)」が31.4%、「徒歩」が28.3%、「自転車」が20.1%などとなっています。



問 外出の際に困っていることがありますか。(3つまで○)

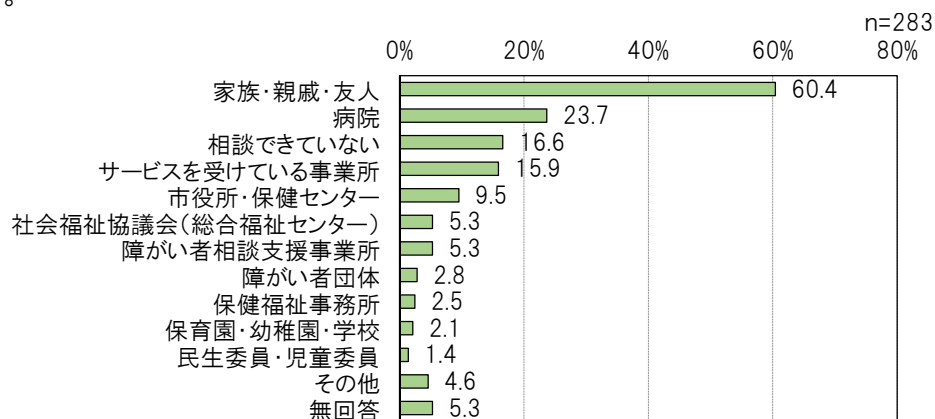
外出の際に困っていることについては、「困っていることは特にない」が35.3%で最も高く、次いで「他人との会話が難しい」及び「利用できる移動手段が限られている」が18.0%、「障がい者のトイレが少ない、建物などに段差が多いなど、バリアフリー化されていない」が15.2%、「歩道が狭く、道路に段差が多い」が13.8%などとなっています。



⑥相談に関することについて

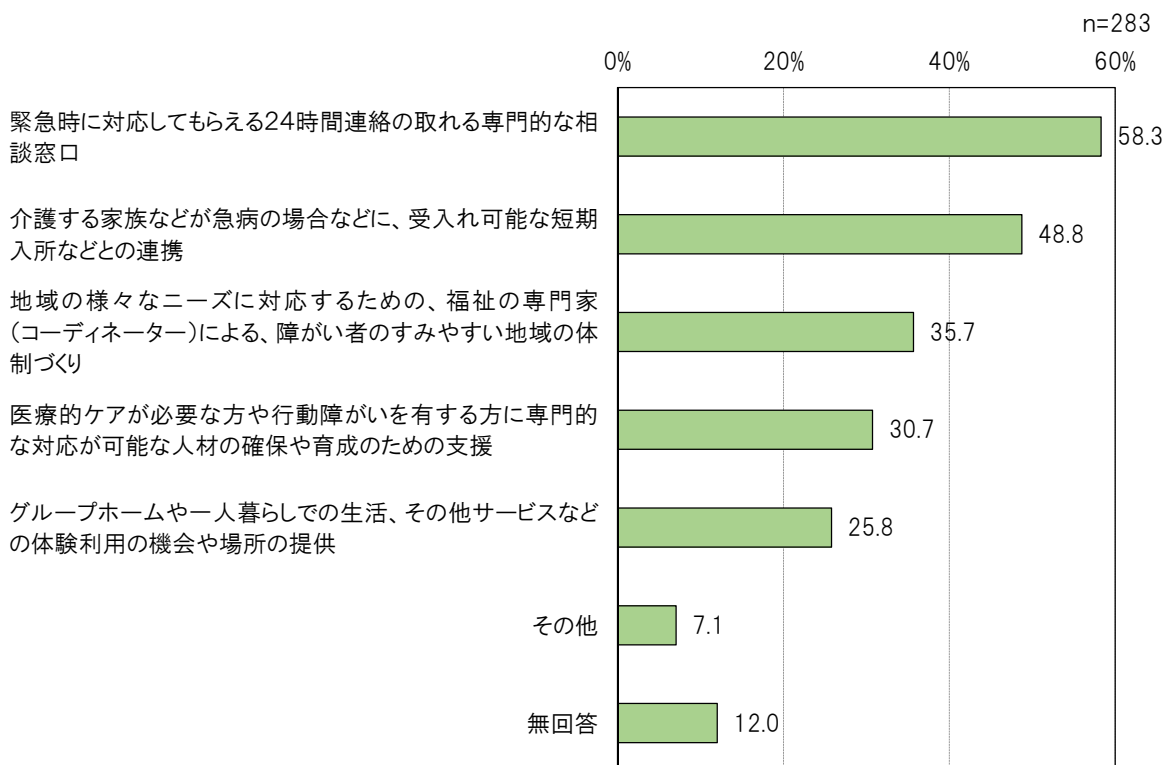
問 心配ごとや悩みがあるとき、どこに相談していますか。(あてはまるものすべてに○)

心配事や悩みの相談先については、「家族・親戚・友人」が60.4%と最も高く、次いで「病院」が23.7%、「相談できていない」が16.6%、「サービスを受けている事業所」が15.9%などとなっています。



問 障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援をできる仕組みづくりに必要と思う窓口や機能はどれですか。(あてはまるものすべてに○)

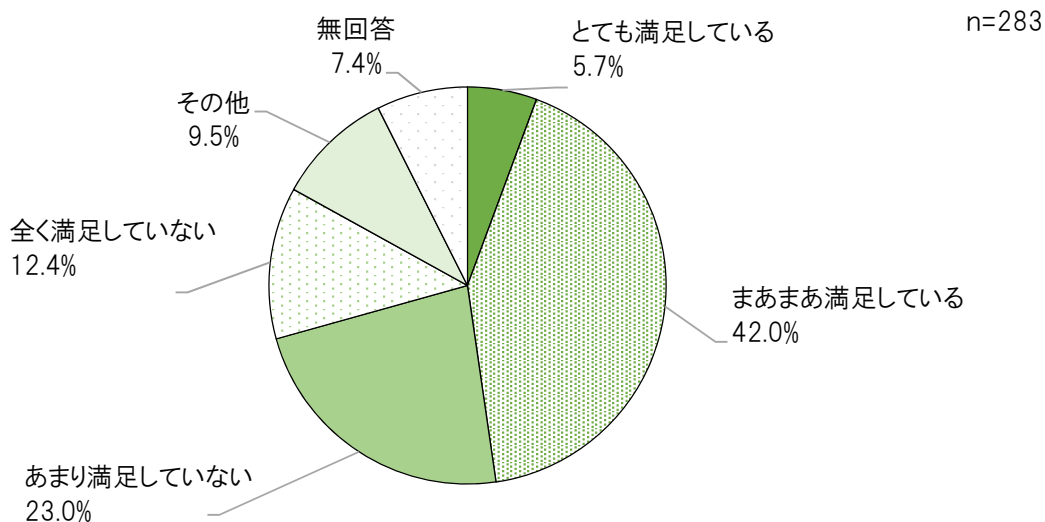
住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援をできる仕組みづくりに必要と思う窓口や機能では、「緊急時に対応してもらえる24時間連絡の取れる専門的な相談窓口」が58.3%で最も高く、次いで「介護する家族などが急病の場合などに、受入れ可能な短期入所などとの連携」が48.8%、「地域の様々なニーズに対応するための、福祉の専門家(コーディネーター)による、障がい者のすみやすい地域の体制づくり」が35.7%などとなっています。



⑦医療・福祉サービスに関することについて

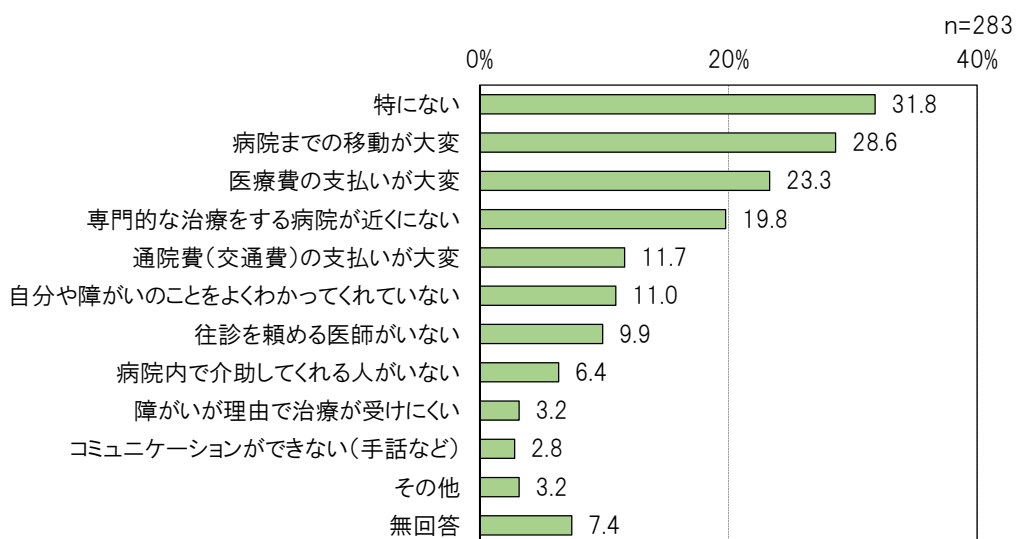
問 あなたは、館林市の障がい福祉サービスについてどのように感じていますか。（1つに○）

館林市の障がい福祉サービスへの満足度については、「満足している（とても+まあまあ）」が47.7%、「満足していない（あまり+全く）」が35.4%となっています。「その他」の9.5%の回答では「わからない」が多くなっています。



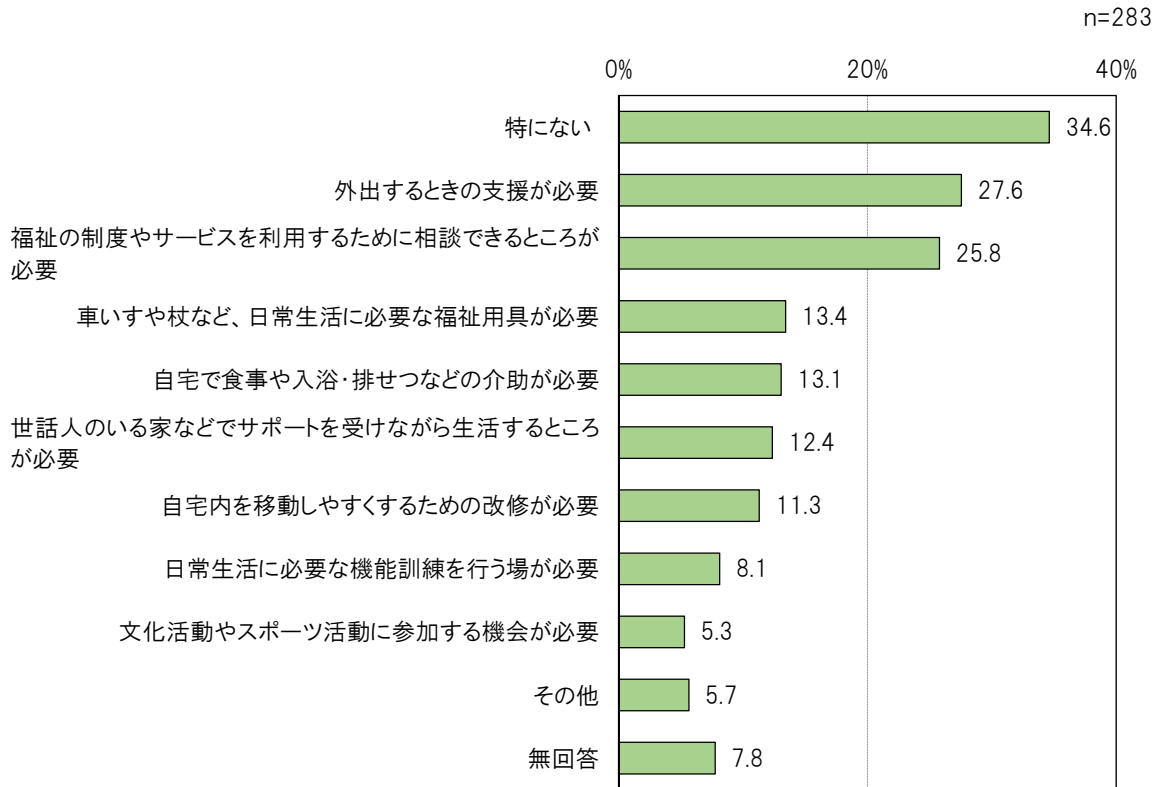
問 医療を受けるうえで困っていることはありますか。（3つまで○）

医療を受けるうえで困っていることについては、「特にない」が31.8%と最も高く、次いで「病院までの移動が大変」が28.6%、「医療費の支払いが大変」が23.3%、「専門的な治療をする病院が近くにない」が19.8%などとなっています。



問 毎日の生活を送る上で、どのようなことが必要ですか。(あてはまるものすべてに○)

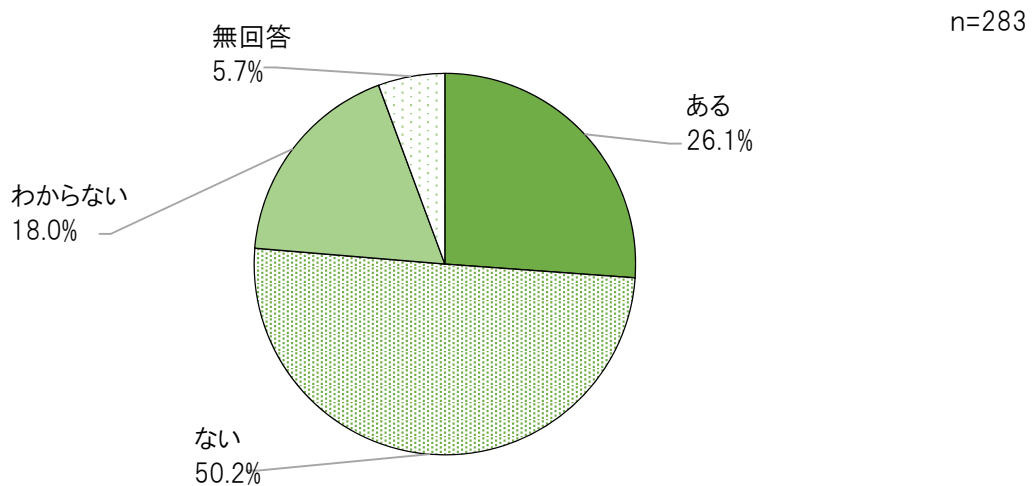
毎日の生活を送る上で必要なことについては、「特にない」が 34.6%と最も高く、次いで「外出するときの支援が必要」が 27.6%、「福祉の制度やサービスを利用するために相談できる場所が必要」が 25.8%、「車いすや杖など、日常生活に必要な福祉用具が必要」が 13.4% などとなっています。



⑧差別・偏見などに関することについて

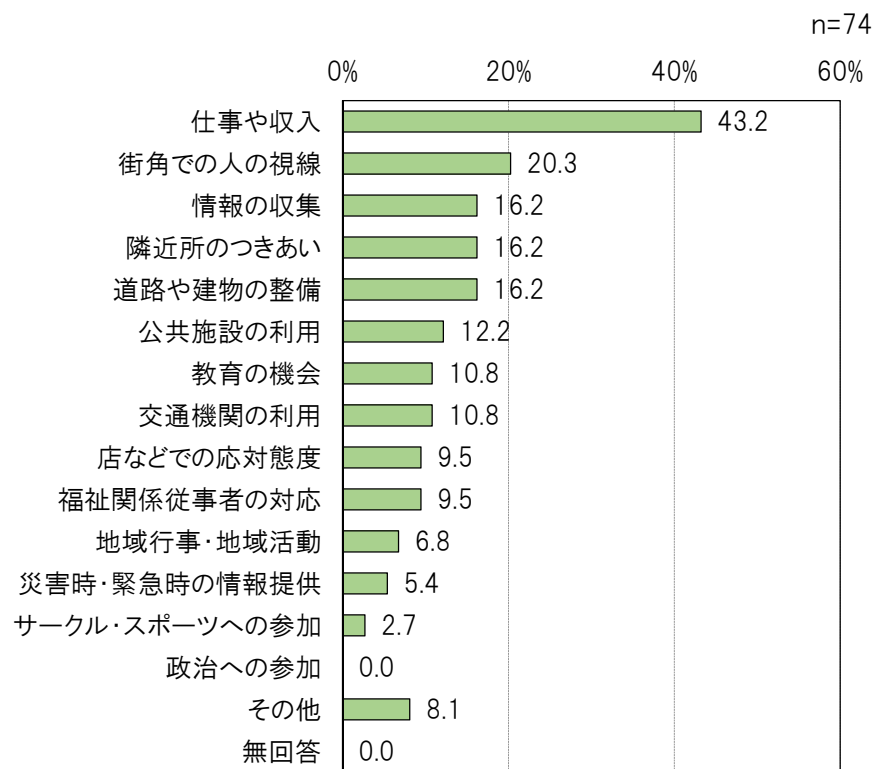
問 ふだん、差別や偏見などを感じることがありますか。(1つに○)

ふだん、差別や偏見などを感じることがあるかについては、「ある」が26.1%、「ない」が50.2%、「わからない又は無回答」が23.7%となっています。



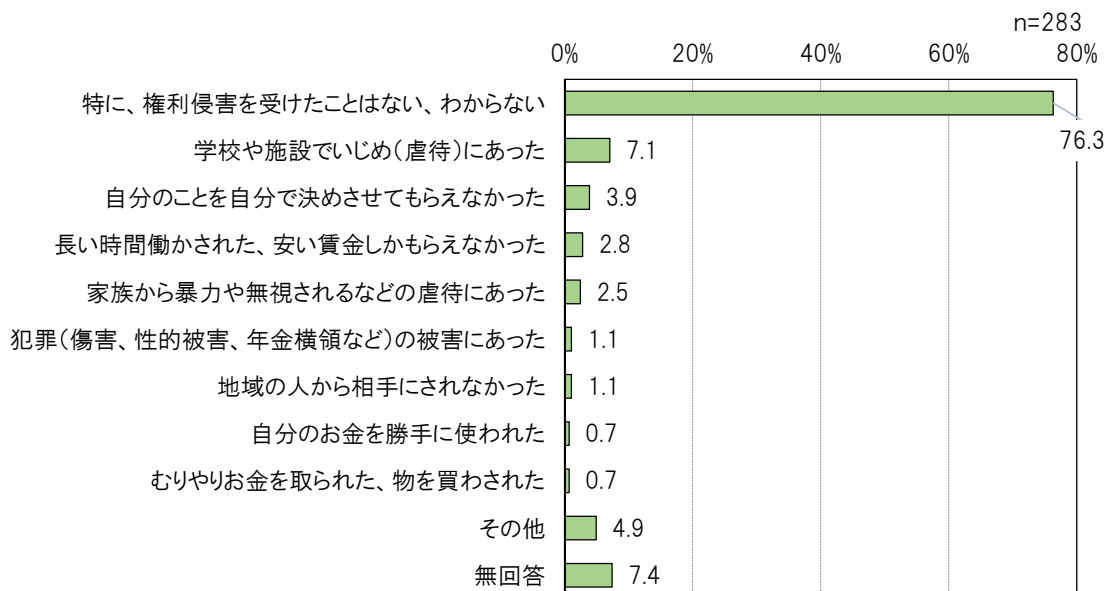
問 どのような時に差別や偏見などを感じますか。(2つまで○)

どのようなときに差別や偏見などを感じるかでは、「仕事や収入」が43.2%で最も高く、次いで「街角での人の視線」20.3%、「情報の収集」及び「隣近所のつきあい」、「道路や建物の整備」がそれぞれ16.2%などとなっています。



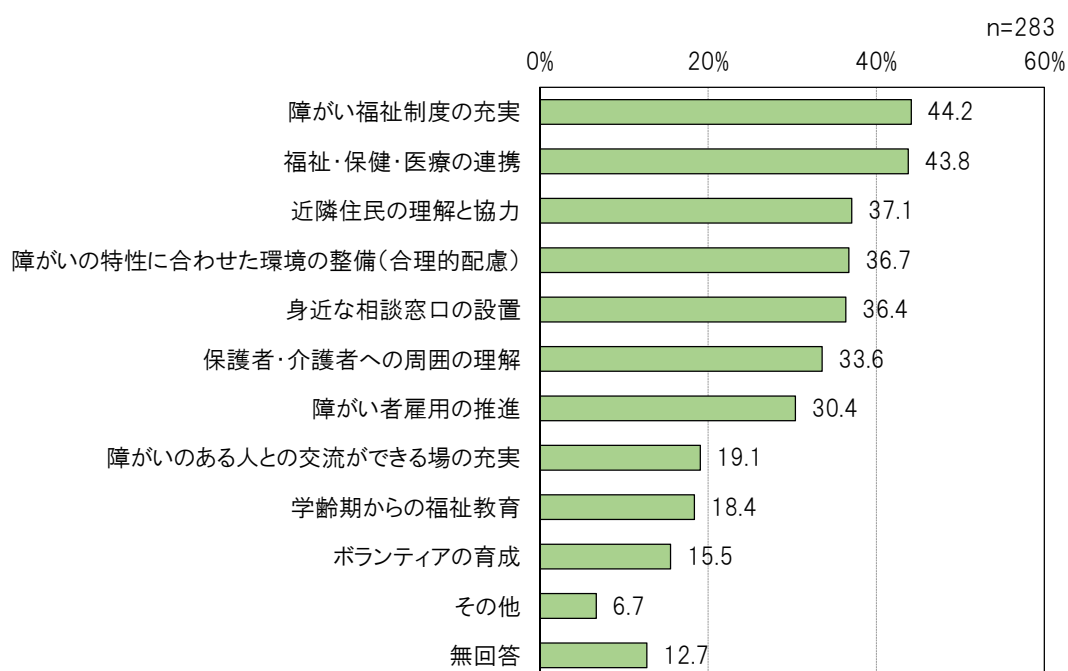
問 これまでに障がい理由とする権利侵害を受けたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

障がいを理由とする権利侵害を受けたことがあるかについては、「特に、権利侵害を受けたことはない、わからない」が76.3%で最も高く、次いで「学校や施設でいじめ(虐待)にあった」が7.1%、「自分のことを自分で決めさせてもらえなかった」が3.9%などとなっています。



問 あなたは、「ノーマライゼーション(差別のない社会)」を実現するために、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

「ノーマライゼーション(差別のない社会)」を実現するために必要だと思うことでは、「障がい福祉制度の充実」が44.2%で最も高く、次いで「福祉・保健・医療の連携」が43.8%、「近隣住民の理解と協力」が37.1%、「障がいの特性に合わせた環境の整備(合理的配慮)」が36.7%、「身近な相談窓口の設置」が36.4%などとなっています。



⑨成年後見制度・市民後見制度について

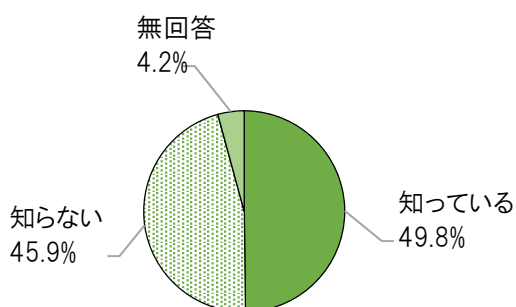
問 知的障がいや精神障がいなどのため十分な判断ができないとき、あなたの代わりに権利を守ってくれる「成年後見制度」という制度を知っていますか。(1つに○)

問 判断力が十分でないために生活に不安を抱えている人を支えるため、弁護士などの専門家ではなく、一般市民の方が後見人を務める「市民後見制度」という制度を知っていますか。(1つに○)

「成年後見制度」を知っているかについては、「知っている」が49.8%、「知らない」が45.9%となっています。「市民後見制度」では、「知っている」が22.6%、「知らない」が74.2%となっています。

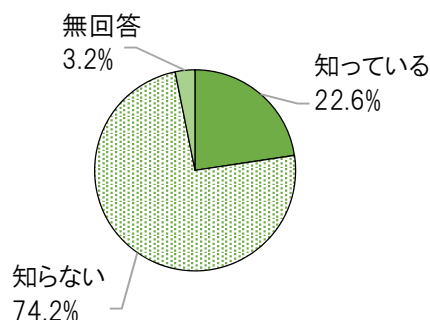
【成年後見制度】

n=283



【市民後見制度】

n=283



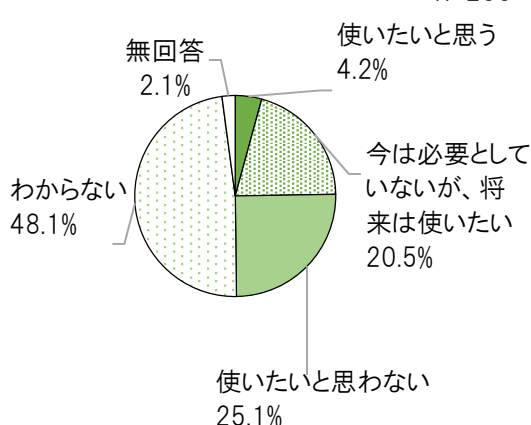
問 あなたは、「成年後見制度」を使いたいと思いますか。(1つに○)

問 あなたは、「市民後見制度」を使いたいと思いますか。(1つに○)

「成年後見制度」を使いたいと思うかについては、「使いたいと思う」が4.2%、「今は必要としていないが、将来は使いたい」が20.5%、「使いたいと思わない」が25.1%、「わからない」が48.1%となっています。「市民後見制度」では、「使いたいと思う」が3.9%、「今は必要としていないが、将来は使いたい」が14.1%、「使いたいと思わない」が26.9%、「わからない」が53.0%となっています。

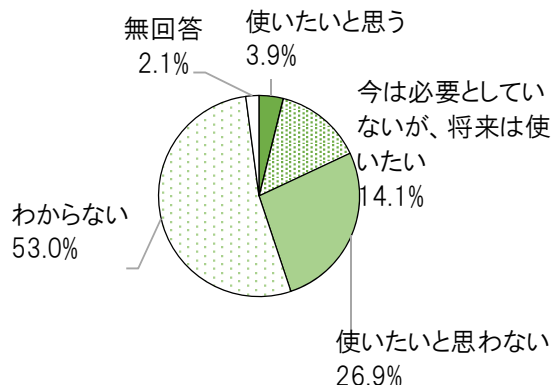
【成年後見制度】

n=283



【市民後見制度】

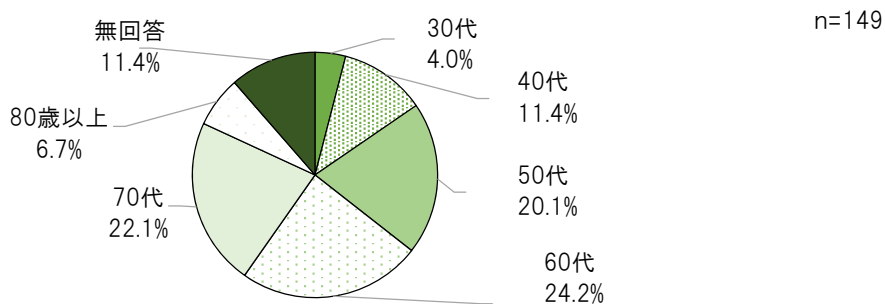
n=283



⑩介助（支援）をしている方について

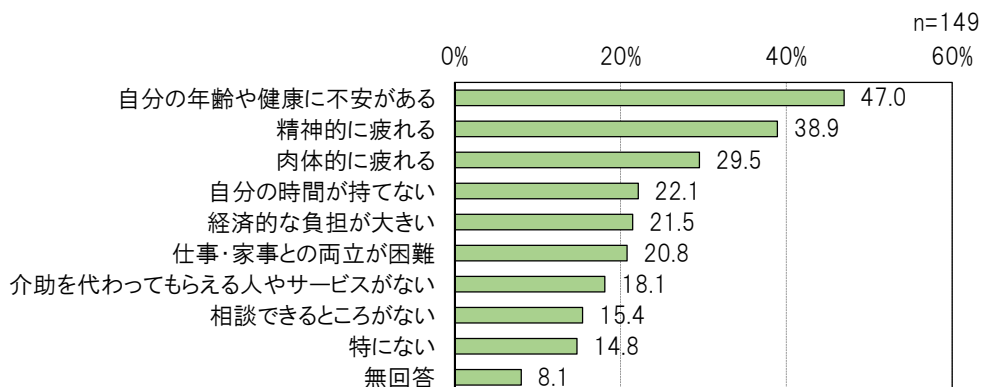
問 介助（支援）をしている方の年齢を教えてください。（令和3年8月1日現在でお答えください）

介助（支援）している方の年齢では、「30代」が4.0%、「40代」が11.4%、「50代」が20.1%、「60代」が24.2%、「70代」が22.1%、「80歳以上」が6.7%となっています。



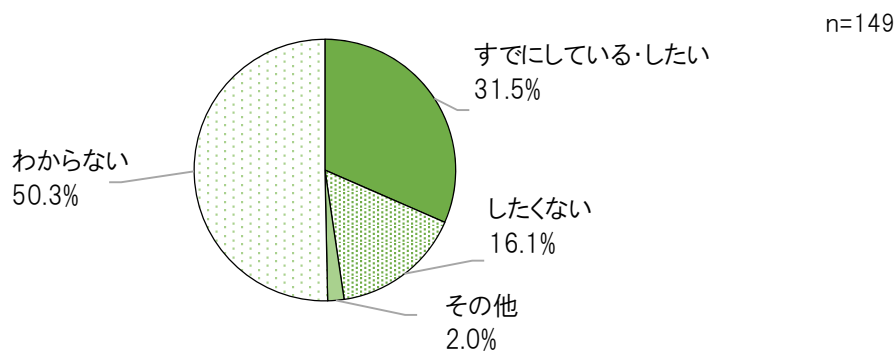
問 日常の介助（支援）の中で悩みや問題点は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

日常の介助（支援）の中での悩みや問題点では、「自分の年齢や健康に不安がある」が47.0%で最も高く、次いで「精神的に疲れる」が38.9%、「肉体的に疲れる」が29.5%、「自分の時間が持てない」が22.1%などとなっています。



問 同じような悩みを持つ他の介助（支援）者と、情報交換などをしたいですか。（1つに○）

同じような悩みを持つ他の介助（支援）者との情報交換などについては、「わからない」が50.3%、「すでに行っている・したい」が31.5%、「したくない」が16.1%となっています。

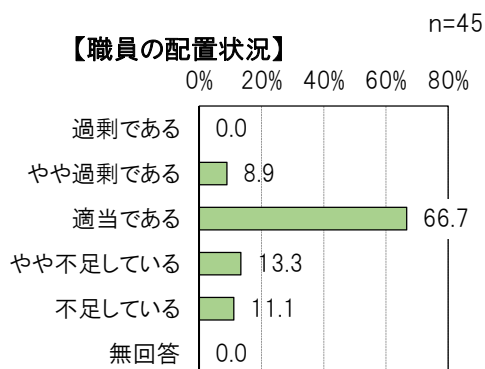
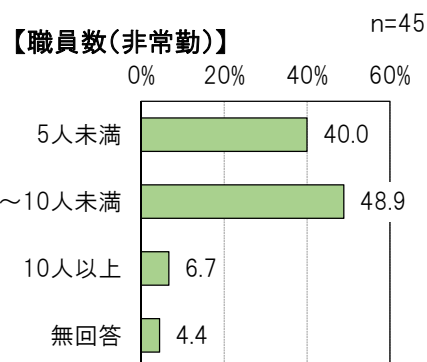
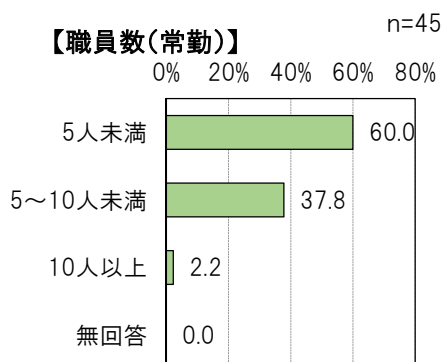
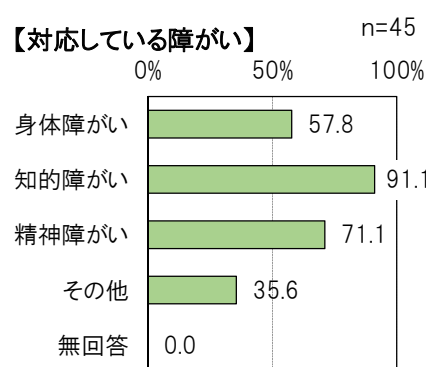
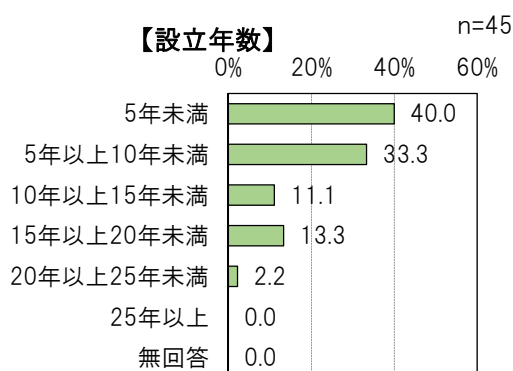


(3) 障がい福祉サービス事業所へのアンケート調査

①事業所について

設立年数では「5年未満」が40.0%、「対応している障がい」では「知的障がい」が91.1%、「職員数（常勤）」では「5人未満」、「職員数（非常勤）」では「5～10人未満」が最も多くなっています。

職員の配置状況では「不足している（やや不足している+不足している）」が24.4%となっています。提供しているサービスでは、「共同生活援助」、「放課後等デイサービス」、「就労継続支援B型」が多くなっています。



【提供しているサービス】	事業所数
相談支援	4
生活介護	4
短期入所	2
共同生活援助	8
就労継続支援 A 型	1
就労継続支援 B 型	5
放課後等デイサービス	8
児童発達支援	4
放デイ・児発(多機能型)	4
在宅重度心身障がい者等 デイサービス	1
日中一時(サービスステーション)	1
地域活動支援センター	3
合計	45

②事業運営について

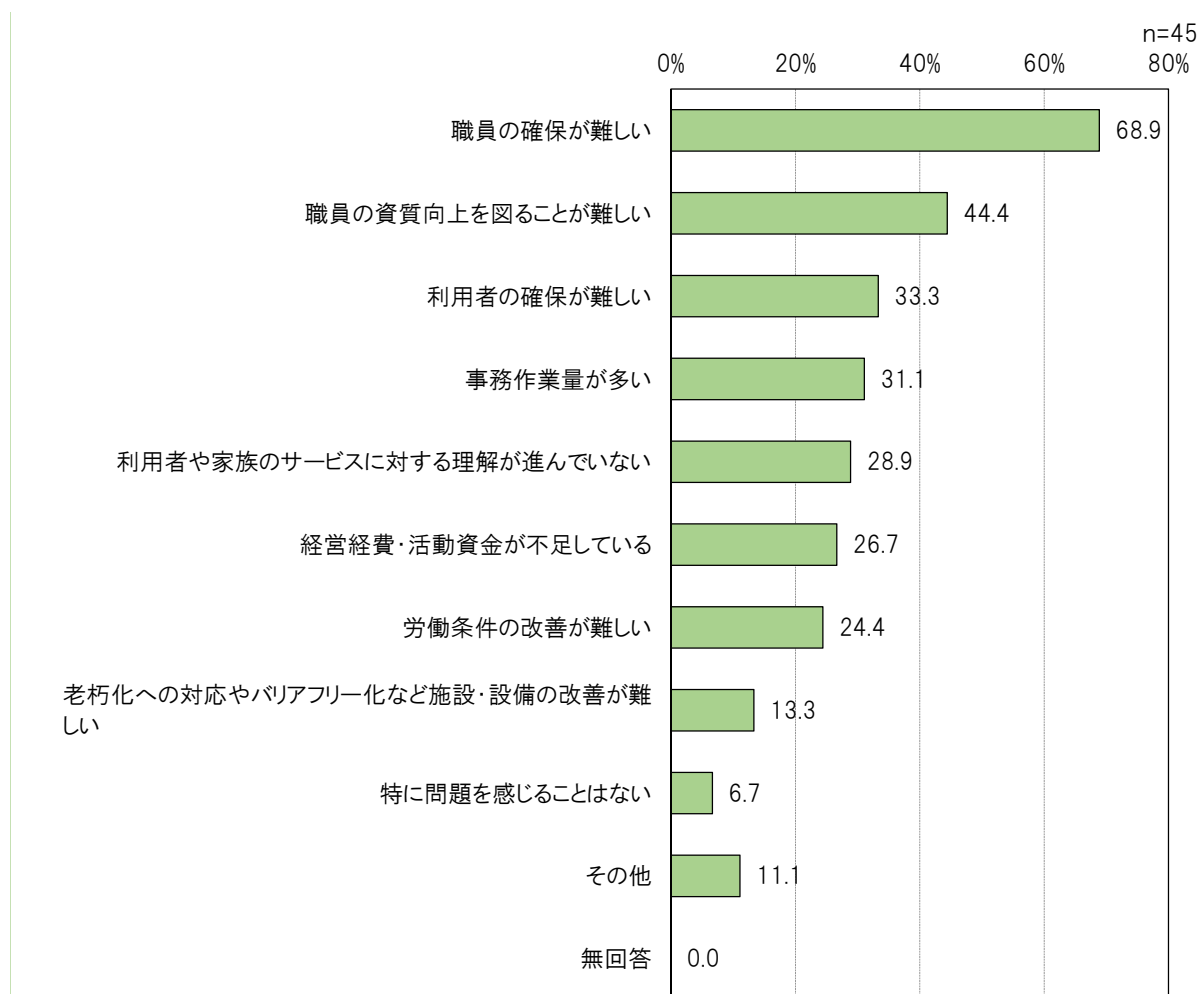
問 事業の運営を進めていく上で、課題や問題を感じることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

事業の運営を進めていく上での課題や問題では、「職員の確保が難しい」が68.9%で最も高く、次いで「職員の資質向上を図ることが難しい」が44.4%、「利用者の確保が難しい」が33.3%などとなっています。

記述回答では、職員の確保については、「パートが多い」、「若い人材がいない」、「他業種からの中途採用が多い」などといった意見がみられました。

「職員の資質向上」では、「サービスの質を評価する仕組みや質による報酬算定が十分とは言えない」、「障がいへの対応力が不足している」、「知識・技術・経験が不足している」などといった意見がみられました。

「利用者の確保」では、「利用予定が体調その他利用者の事由により急遽キャンセルになった場合、予定していた収入が得られず、その損失は事業者が埋めざるを得ない状況にあり、事業運営を不安定にしている」などといった意見がみられました。



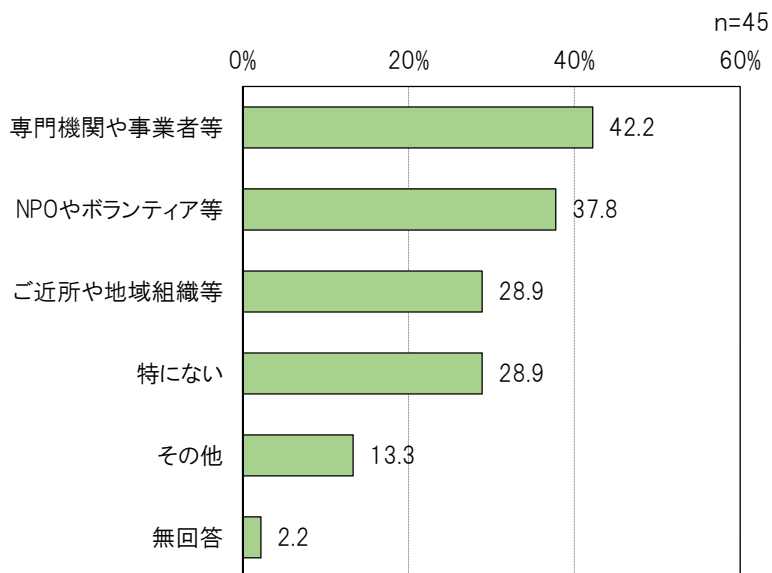
③連携・協力について

問 事業を運営する中で、連携・協力している機関や団体などがありますか。(あてはまるものすべてに○)

事業を運営する中で、連携・協力している機関や団体では、「専門機関や事業者等」が42.2%、「NPOやボランティア等」が37.8%、「ご近所や地域組織等」が28.9%となっています。記述式回答では、「専門機関や事業者等」としては、医療機関、福祉事業所、行政関係機関、専門学校などが意見としてみられました。

「NPOやボランティア等」では、フードバンクに関するNPOや美容室による訪問カット、NPO祭りなどが意見としてみられました。

「ご近所や地域組織等」では、自治会、隣組、地区の清掃活動、夏祭りなどといった意見がみられました。



④障がい福祉の現状や課題、今後の方向性について

記述回答の内容では、「地域での連携」に関する意見が多く見られました。「利用者のサービス向上や限りある社会資源での対応には、連携が不可欠である」といった意見や、「利用者の成長には、学校やサービス事業所に任せきりでなく、家庭や行政機関なども連携し見守る必要がある」との意見がみられました。

同様の観点から、「自立支援」に関する意見も多く見られ、「地域生活」の形を相談できる環境を構築することが重要との意見がみられました。

また、「研修の開催」に関する意見も多く、新人育成研修やブラッシュアップ研修、行動障がいや発達障がいに対する知識・援助技術の研修を実施してほしいといった意見がみられました。

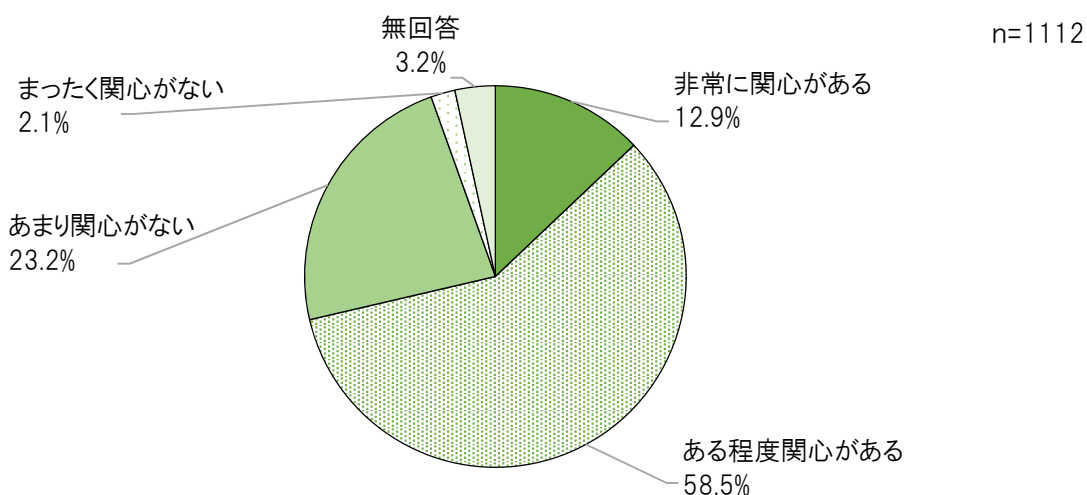
これら以外にも、ひきこもり、8050問題、親亡き後、ピアサポータの養成、SSTの推進、資金的な援助、報酬の見直し、アウトリーチの実施、介助者への支援などさらなる対応が求められています。

(4) 一般市民へのアンケート調査

①障がい者問題への関心について

問 あなたは、障がいのある方の問題について関心を持っていますか。(ひとつだけ○)

障がいのある方の問題についての関心については、「関心がある（非常に関心がある＋ある程度関心がある）」が71.4%となっています。

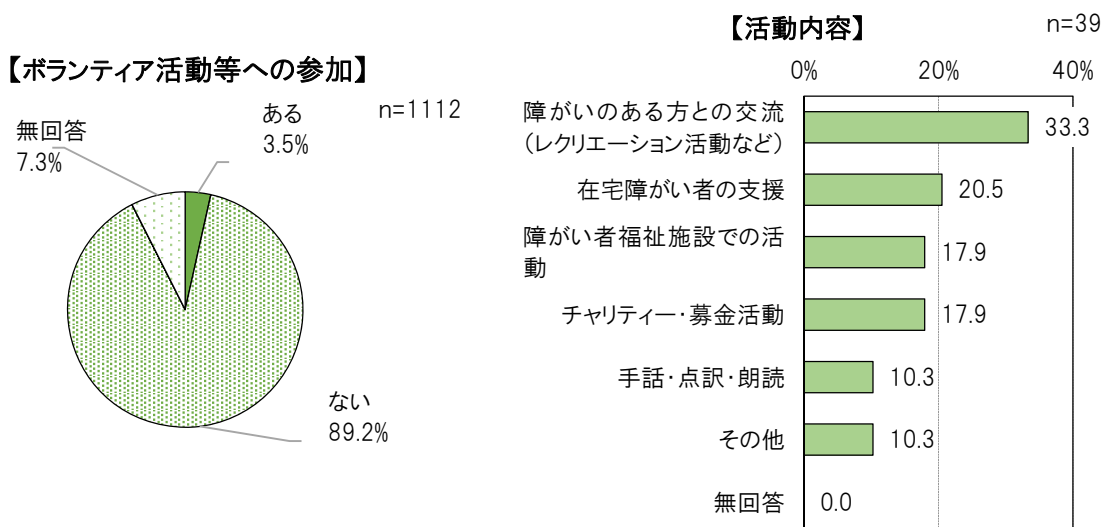


問 あなたは、この1年以内に、障がいのある方にかかわるボランティア活動などに参加したことがありますか。(ひとつだけ○)

問 あなたが、この1年間に参加した障がいのある方にかかわるボランティア活動は次のどれですか。(あてはまるものすべてに○)

この1年以内に、障がいのある方にかかわるボランティア活動などに参加したことがあるかについては、「ある」が3.5%、「ない」が89.2%となっています。

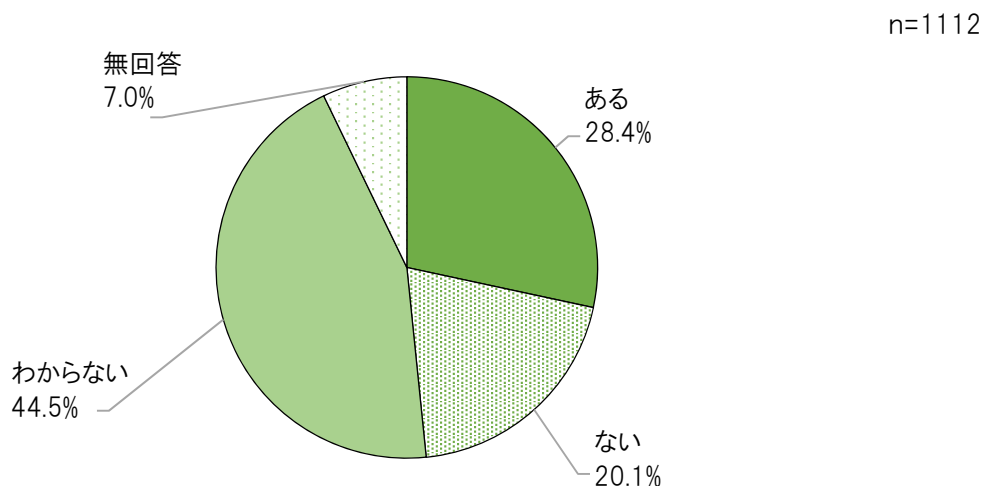
参加した活動では、「障がいのある方との交流（レクリエーション活動など）」が33.3%で最も高く、次いで「在宅障がい者の支援」が20.5%などとなっています。



②差別・偏見について

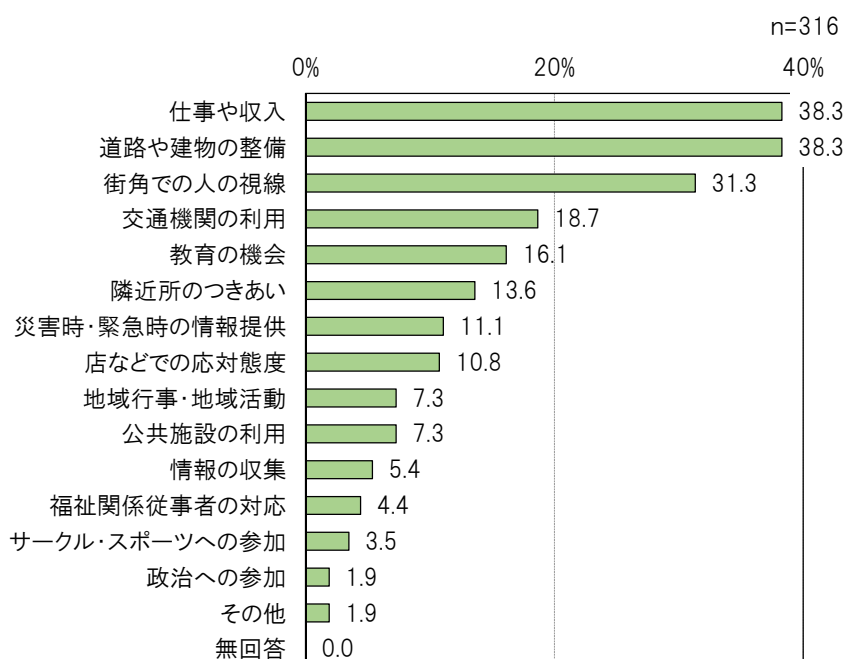
問 あなたは、日常生活や地域で、障がいのある方に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じることはありますか。(ひとつだけ○)

日常生活や地域で、障がいのある方に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じることはあるかについては、「ある」が28.4%、「ない」が20.1%、「わからない」が44.5%となっています。



問 主にどのようなところに、障がいのある方に対する差別や偏見などを感じますか。(2つまで○)

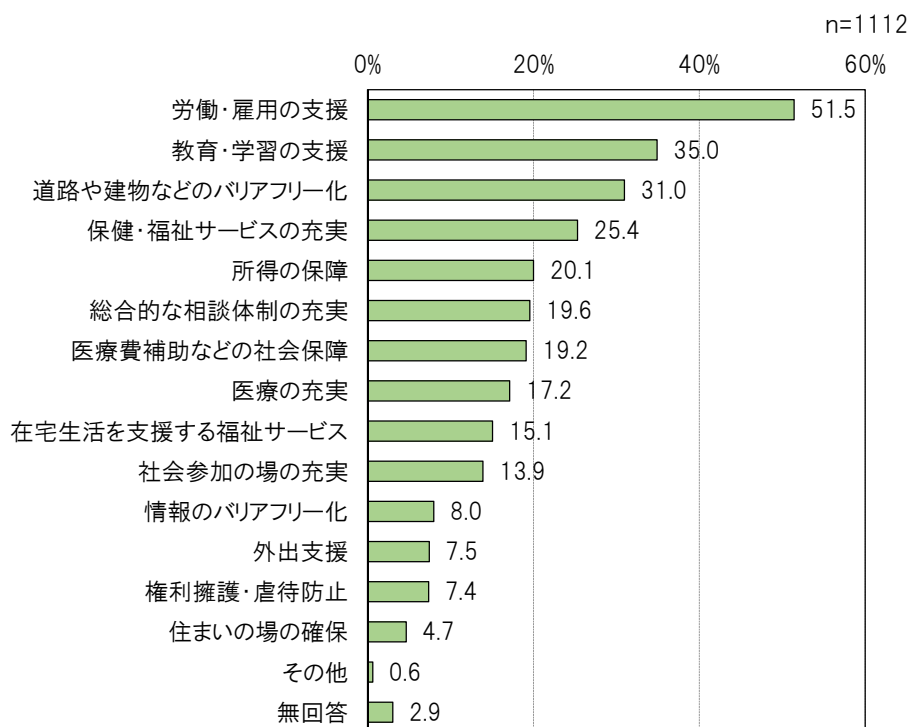
どのようなところに、障がいのある方に対する差別や偏見などを感じるかについては、「仕事や収入」、「道路や建物の整備」が38.3%で最も高く、次いで「街角での人の視線」が31.3%、「交通機関の利用」が18.7%などとなっています。



③障がい者施策について

問 館林市が障がいのある方にとって暮らしやすいまちになるには、次のうちどの分野に重点的に取り組むことが必要だと思いますか。（3つまで○）

障がいのある方にとって暮らしやすいまちになるには、どの分野に重点的に取り組むことが必要だと思うかについては、「労働・雇用の支援」が51.5%と最も高く、次いで「教育・学習の支援」が35.0%、「道路や建物などのバリアフリー化」が31.0%などとなっています。



(5) アンケート調査結果のまとめ

■ 障がいのある方

①災害時の対応について

障がいのある方が「困っていること」で最も多かったことは、「地震や台風など災害時に安全が守れないこと」です。災害時に「周りの人たちの援護（助け）を受けないと避難できない」方が約4割おり、そのうち「手助けしてくれる人がいる」方は約5割で、約半数の方は「いない」か「わからない又は無回答」となっています。家族や親族による手助けが難しいことも考えられ、地域での支え合いが必要と考えられます。

一方、日頃から災害に備えて障がいのある方を台帳に記録し、災害時に地域で援護する方法をあらかじめ決めておくことについては、「台帳に記録したくない」方が22.6%います。台帳による管理だけでなく、日頃からの付き合いなどによる支え合いが重要と考えられます。

また、災害にあったときにしてほしいことでは、「災害情報を知らせてほしい」、「必要な治療や薬を確保してほしい」が5割を超え高くなっています。災害時の対応について日頃から確認しておくことが重要です。

②雇用・就業に関することについて

どのような時に差別や偏見などを感じるかについては、「仕事や収入」が43.2%で最も高くなっています。「困っていること」においても、「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着が図られていないこと」が3番目に高い割合となっています。

「障がい者が仕事につくために大切なこと」では「事業主や職場の人が障がいに対して十分理解していること」、「障がい者を受け入れる職場がたくさんあること」、「障がいや健康状態に合った仕事ができること」が4割を超え高くなっています。手帳の種別では、身体障害者手帳所持者の場合では「事業主や職場の人が障がいに対して十分理解していること」、療育手帳所持者の場合では「障がい者を受け入れる職場がたくさんあること」、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合では「障がいや健康状態に合った仕事ができること」がそれぞれ最も高くなっています。

「50代」や「精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方」においては、特に、「生活費が厳しく経済的に困っている」の割合が他に比べ高く、「働く場の確保や就労の定着が図られていない」ことで困っている割合も高くなっています。

障がいの種別や、年代に応じて対策を進めていくことが重要と考えられます。

③相談に関することについて

心配ごとや悩みがあるとき、どこに相談しているかについて、「相談できていない」が16.6%となっており、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方での割合が高く、「身近な相談場所がない」ことで困っている割合においても同様となっています。

障がいに応じた相談体制の確保が重要と考えられます。

④医療・福祉サービスについて

医療を受ける上で困っていることでは「病院までの移動が大変」が最も割合が高く、毎日

の生活を送る上で必要なことでは「外出する時の支援が必要」の割合が最も高く、外出や移動の課題が見られます。「外出の際に困っていること」では、「他人との会話が難しい」、「利用できる移動手段が限られている」の割合が高くなっています。

コミュニケーション方法や移動手段の充実が重要と考えられます。

⑤差別や偏見について

ふだん、差別や偏見などを感じるかどうかについては、「ない」が約5割となっています。「どのような時に差別や偏見などを感じるか」では「仕事や収入」が43.2%で他の項目に比べ特に高くなっています。

ノーマライゼーション（差別のない社会）を実現するために必要なことでは「障がい福祉制度の充実」、「福祉・保健・医療連携の推進」が4割を超え高くなっています。

障がいのある方の立場に立つことが、取組を進めていくうえで重要と考えられます。

⑥成年後見制度・市民後見制度について

各制度について、成年後見制度は約5割、市民後見制度は約2割の方が「知っている」と回答しています。「使いたいと思う（将来的に使いたいと思うを含む）」については、成年後見制度は24.7%、市民後見制度は18.0%となっており、「わからない」がそれぞれ48.1%、53.0%となっています。

各制度に対する認知度を向上させるとともに、いつ、どのような場合に、制度の利用を検討するのかなど、周知していく必要があると考えられます。

⑦介助（支援）をしている方について

介助（支援）をしている方の年齢では、「50代」以上が約8割を占め、約3割は「70代」以上と高齢化しています。介助（支援）の中での悩みや問題点では、「自分の年齢や健康に不安がある」や「精神的に疲れる」が4割を超え高くなっています。

介助（支援）をしている方に対するケアが必要と考えられます。

また、同じような悩みを持つ他の介助（支援）者と情報交換などを行いたいかについては、「わからない」が約5割となっています。情報交換の様子や、参加者の意見など、周知することが必要と考えられます。

■ 障がい福祉サービス事業所

①事業所について

「設立年数」では、5年未満が4割を占め、10年未満で約7割となっています。「対応する障がい」では、「知的障がい」は約9割、「精神障がい」では約7割、「身体障がい」では約6割となっています。

職員の状況では、常勤職員が5人未満の事業所が6割と最も多く、職員の配置状況では、4事業所に1つが「不足している（やや不足している＋不足している）」と回答しています。

職員の採用や定着に対する対策を進める必要があります。

②事業運営について

事業運営上の問題では、「職員の確保が難しい」が約 7 割と高く、また「職員の資質向上を図ることが難しい」も約 4 割あり、非常勤職員や、他業種からの中途採用などでの対応に頼らざるを得ない状況等により、知識や経験のある人材の確保やサービスの質向上などが難しくなっていると考えられます。

③連携・協力について

事業運営における連携・協力については、「専門機関や事業者等」、「NPO やボランティア等」との連携が約 4 割、「ご近所や地域組織等」が約 3 割となっています。

今後の障がい福祉についての記述式回答では、「地域での連携」に関する意見が多く見られ、自立支援の観点からも「地域生活」に向け、学校、サービス事業所、地域コミュニティ、家庭、行政など地域での連携、見守り体制が重要と考えられます。

■ 一般市民

①障がい者問題への関心について

障がい者問題への関心については、「関心がある（非常に関心がある＋ある程度関心がある）」が約 7 割ありますが、「この 1 年以内に、障がいのある方にかかわるボランティア活動などに参加したことがあるか」については、「ある」が 3.5%、「ない」が 89.2%となっています。

ボランティア活動などに接する機会が少ないことや情報が届いていないことも考えられます。関心を高めるとともに、参加の機会や情報を提供することが重要と考えられます。

②差別や偏見について

「日常生活や地域で、障がいのある方に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じる」ところについては、「ある」が約 3 割あり、差別や偏見を感じることは、「仕事や収入」、「道路や建物の整備」が約 4 割と高くなっています。「仕事や収入」については、障がいのある方が感じる差別や偏見においても最も高くなっており、対策を進める必要があります。

③障がい者施策について

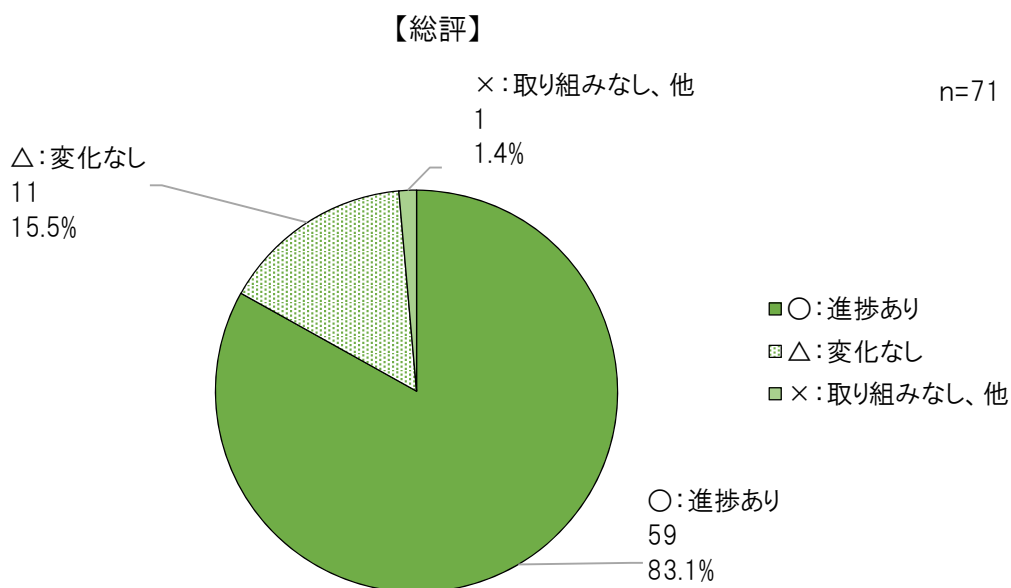
本市が重点的に取り組むべき障がい者施策については、「労働・雇用の支援」が約 5 割を占め、「教育・学習の支援」、「道路や建物などのバリアフリー化」が 3 割を超え高くなっています。

「労働・雇用の支援」については、仕事内容や収入の点においても対策を進める必要があると考えられます。

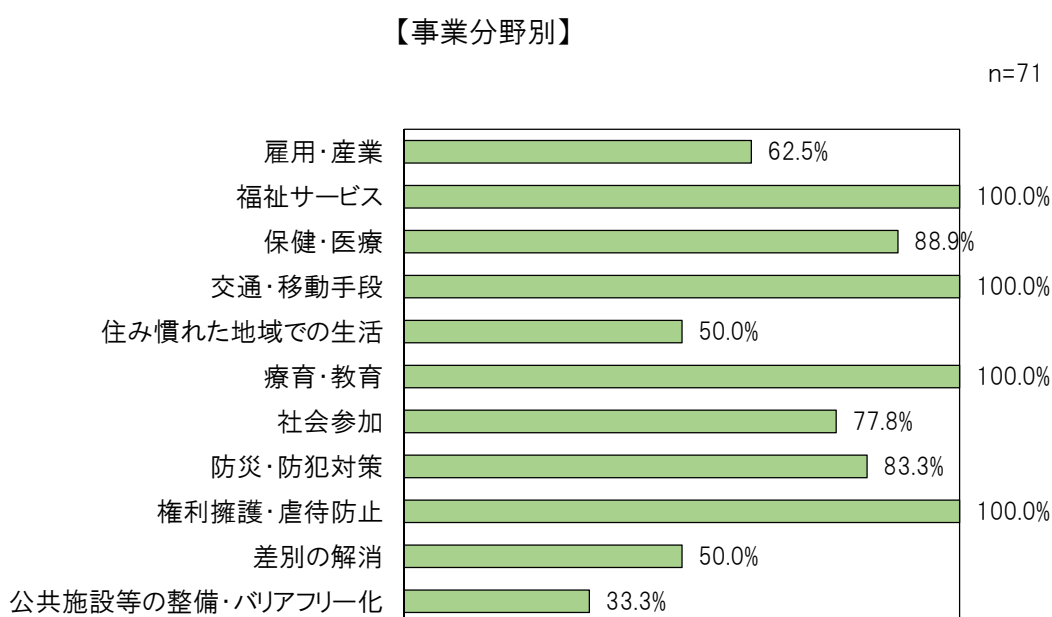
第3節 事業の進捗状況

令和2年度における事業実績について所管課（15課・団体）に対し、進捗状況についての調査を行いました。

「自立」の生活を支える、「学び」の生活を支える、「安心」の生活を支える、の3つを基本目標として71の施策を展開し、それぞれの施策について、「○：進捗あり、△：変化なし、×：取組なし・後退」として評価を行った結果、○が59施策、△が11施策、×が1施策となりました。



各事業分野の進捗状況では、「雇用・産業」、「住み慣れた地域での生活」、「差別の解消」、「公共施設等の整備、バリアフリー化」において、割合が低くなっています。さらなる対策の推進が必要と考えられます。



第3章 計画の基本理念・基本目標

第1節 計画の基本理念と基本目標

群馬県の「バリアフリーぐんま障害者プラン8」の理念「障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現」や国の障害者基本計画（第4次）や本市総合計画の障がい分野における施策目的である「障がいのある方誰もが安心して自分らしく暮らせるまちになる」を踏まえ、本計画の基本理念としては、以下のとおりとします。

また、基本目標については、群馬県や国の計画における目標を踏まえ8つの目標を設定し、目標に応じた施策を推進することで、基本理念の実現へと近づけます。

第四次館林市障がい者計画の基本理念

ともに学び ともに働きながら 自分らしく暮らせるまちの実現 ～市民とともにつくる共生社会～

【基本目標】

1. 理解の促進、差別の解消、権利擁護の推進
2. 自立した生活支援の推進
3. 保健・医療体制の充実
4. 療育・教育の充実
5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
6. 雇用・就業、経済的自立の支援
7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実
8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備

第2節 基本目標に対する基本施策

基本目標	基本施策	施策内容	
1. 理解の促進、差別の解消、権利擁護の推進	(1)障がいに対する理解の促進	①障がいのある方に関する正しい理解の普及・促進	
		②相互理解と交流のための啓発・広報活動の充実	
		③福祉教育(体験学習)の充実・促進	
	(2)差別の解消	①障がいを理由とする差別の解消の推進	
		②制度や慣行等における社会的障壁の除去の促進	
	(3)権利擁護・虐待防止	①権利擁護等の周知・活用	
		②成年後見制度利用支援の推進・市民後見人の育成	
		③障がい者の虐待の防止・養護者に対する支援体制の充実	
	(4)ボランティア活動の促進	①ボランティア・NPO 活動の推進とネットワーク化	
		②ボランティア団体との情報交換	
		③ボランティア情報の集約と提供体制の整備・促進	
	2. 自立した生活支援の推進	(1)サービス提供体制の充実	①日常生活支援体制の整備
			②日中活動系サービス(生活介護等)の提供体制の充実
			③居住系サービス(共同生活援助)の提供体制の充実
			④身体機能・生活能力訓練の継続と連携体制の充実
			⑤放課後児童健全育成事業(学童クラブ)における障がいのある児童の受入促進
⑥障がい児支援提供体制の充実			
⑦福祉サービスを支える人材の育成・確保			
(2)相談体制の充実		①総合相談窓口(市役所)の機能強化	
		②地域自立支援協議会の充実	
		③相談支援事業の充実及び相談支援体制の整備	
		④関係機関及び専門機関とのネットワーク化	
(3)住み慣れた地域での生活の確保		①地域生活への移行の促進	
		②障がい者総合支援センターによる地域づくりの推進	
		③地域生活支援拠点の整備・活用の推進	
		④住み慣れた地域で暮らしていくための各施策の推進	
		⑤精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム等の構築	
		⑥家族や介助者のケアの促進	
3. 保健・医療体制の充実		(1)保健サービスの充実	①発生予防対策の充実
			②保健サービス提供体制の整備
			③健康に関する相談体制の充実
			④生涯を通して一貫した保健サービスが受けられる体制の整備
	(2)医療サービスの充実	①医療支援体制の充実	
		②福祉医療の充実	
		③救急医療体制の整備	
		④リハビリテーションの支援	
		⑤かかりつけ医・歯科医の普及	

基本目標	基本施策	施策内容
4.療育・教育の充実	(1)療育・教育の推進	①乳幼児の疾病の早期発見・相談の充実
		②障がい児保育の充実
		③障がいのある子どもへの療育・支援の充実
		④発達障がいのある方に対する支援体制の充実
		⑤幼稚園、学校等教育施設・設備の改善
	(2)インクルーシブ教育 ^(※1) の推進	①適切な就学相談・指導の充実
		②障がい状況に応じた適切な進路指導の充実
③特別支援教育介助員の充実		
5.文化芸術活動の振興	(1)スポーツ・文化活動の促進	①各種スポーツ・文化活動への参加促進
		②障がい者のスポーツ普及のための指導員の育成
		③スポーツ施設のバリアフリー化の推進
		④障がい者団体等によるその他余暇活動への支援
6.雇用・就業、経済的自立の支援	(1)一般就労支援の充実	①職業相談の充実
		②就業機会の拡大と雇用の促進
		③職業訓練の充実
		④ジョブコーチ等就労支援事業の周知
	(2)一般就労が困難な障がい者への就労支援	①福祉的就労の場の確保
		②職親制度(事業)の充実と促進
		③一般就労への移行・定着の支援の充実
(3)経済的自立の支援	④障がい者就労施設からの物品等の調達の推進	
	①年金・手当制度の周知徹底	
7.情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	(1)情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	①手話通訳者設置・派遣等、意志疎通支援事業の充実
		②職員のコミュニケーション能力養成
		③手話窓口の拡充
		④利用者に分かりやすい福祉サービス情報の提供
		⑤目・耳に障がいのある方への情報提供
		⑥行政情報のアクセシビリティの向上
8.防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	(1)防災・防犯対策の推進	①障がいのある方が理解しやすい災害時の情報提供
		②障がいのある方に配慮した地域の避難誘導体制等の整備
		③避難場所における障がいのある方への対応の促進
		④福祉避難所の整備・充実
		⑤悪質商法についての情報提供
		⑥障がいのある方の緊急時における通報体制の充実
	(2)交通・移動手段の充実	①移動手段の確保、利用拡大
		②移動支援(ガイドヘルプサービス)の充実
		③思いやり駐車場利用証の利用促進
		④道路交通環境の整備(バリアフリー)の促進
	(3)公共施設等のバリアフリー化及び配置の集約化	①安全で快適な歩行空間の確保
		②施設のバリアフリー化及び配置の集約化の推進
③公営住宅のバリアフリー化の推進		

※1 障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育のこと。

第4章 個別施策の展開

基本目標1 理解の促進、差別の解消、権利擁護の推進

(1) 障がいに対する理解の促進

■現状と課題■

障がいの有無にかかわらず、ともに平等に生活する社会を実現するためには、障がいのある方の置かれた環境が社会全体で十分に理解され、差別や偏見といった人の「こころ」の中にある障壁が取り払われなければなりません。そのため、障がいや障がいのある方についての正しい知識の啓発・広報活動を、あらゆる媒体や機会を通じて行い、多くの市民の理解を深めるようにすることが大切です。

◆施策の方向◆

障がいや障がいのある方について市民の理解を深め、障がいのある方が安心して地域で生活を営むことができるよう、障がいのある方とない方との交流の促進や、広報・啓発活動を推進します。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 障がいのある方に関する正しい理解の普及・促進	・知的障がい者福祉月間等において、障がいのある方に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、周知方法について検討します。また、専門家による講演会の開催についても検討します。
② 相互理解と交流のための啓発・広報活動の充実	・障がいのある方とない方との相互理解や積極的な交流を図るため、各種広報媒体を活用し、啓発・広報活動を進めるとともに、障がいのある方に配慮した交流・ふれあいの機会の提供に努めます。
③ 福祉教育（体験学習）の充実・促進	・総合的な学習の時間等を活用し、各学校の実情に応じて福祉教育を実施します。 ・発達障がいや精神障がいなどの目に見えない障がいについての理解を促進します。

(2) 差別の解消

■現状と課題■

平成28年4月から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。これにより、行政機関や民間企業等では、障がいを理由とした不当な差別的取扱いが禁止され、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、合理的配慮を提供することが義務化されました。

アンケート調査では、障がいのある方では26.1%、一般の方では28.4%の方が「障

がいのある方に対する差別や偏見を感じることもある」と回答しています。

◆施策の方向◆

障がいのある方が日常生活又は社会生活を送るための妨げとなる様々な社会的障壁等についての周知と啓発を図るとともに、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を徹底し、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 障がいを理由とする差別の解消の推進	・ 障害者差別解消法に基づく、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供についての周知・啓発を図ります。 ・ 本市の実施する事務・事業において、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止を徹底し、合理的配慮の提供が円滑に行える体制づくりを推進します。
② 制度や慣行等における社会的障壁の除去の促進	・ 障がいのある方が日常生活又は社会生活を送るために障壁となる制度・慣行等に対しての柔軟な対応や除去を促進するため、具体的な配慮や工夫について検討します。

(3) 権利擁護・虐待防止

■現状と課題■

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすること、すなわち個人が人間としての尊厳を持って生きていけるように、生活上の重要な場面でサポートしていくことと言えます。

こうした「権利擁護」については、障がい者本人や家族の高齢化の進展に伴い、より一層支援が必要な方の増加が予想されることから、その需要に対応する体制の整備が求められています。そのため、障がいのある方に対する成年後見制度の利用支援や後見の業務を適正に行うことができる人材の育成等を行い、成年後見制度等の利用を促進していく必要があります。

さらに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、虐待の防止に努めることが求められています。

障がいのある方へのアンケート調査では、成年後見制度について、知っている人は約5割に留まっており、市民後見制度については、74.2%の人が「知らない」と回答しています。必要な人が、必要な時に活用できるよう、制度の充実を図るとともに、その周知を進める必要があります。

また、障がいのある方への虐待行為は、未然の防止だけではなく、発生の初期段階における早急な対応が重要です。虐待防止の広報、普及・啓発を進めるとともに、早期発見から適切な早期対応までの一貫した支援体制の確立が必要となっています。

◆施策の方向◆

障がいのある方の保護とその家族への支援のため、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用促進に努めます。また、本人やその家族の高齢化の進展に備え、市民後見人の育成とその活用のための周知に努めます。

また、障がいのある方に対する虐待の未然防止、早期対応に向け、地域の見守りによる体制づくりについて検討します。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 権利擁護等の周知・活用	・判断能力が十分でない方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援・相談などを行う制度の周知・普及や活用促進を支援します。
② 成年後見制度利用支援の推進・市民後見人の育成	・障がいのある方の財産管理及び身上監護等を行う成年後見制度の周知・普及を図るとともに、利用を支援します。 ・市民後見人に関する講演会や養成講座を行い、専門職後見人以外の成年後見人の育成に努めます。 ・たてばやし後見支援センター等による相談対応を充実させます。
③ 障がい者の虐待の防止・養護者に対する支援体制の充実	・障がい者虐待の予防や早期発見のための周知・啓発に努め、養護者の負担の軽減・緊急時の一時保護体制の確保などの充実を図ります。

(4) ボランティア活動の促進

■現状と課題■

少子・高齢化が進む中、障がいの有無にかかわらず誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいきと暮らしていくためには、地域住民やボランティア団体、NPO、行政が連携し、制度による公的サービスの提供（利用）だけでなく、ボランティア活動など住民参加による福祉活動の振興を図り、みんなが支え合う地域づくりを進めていく必要があります。

また、ボランティア活動に参加したいという気持ちがあっても、きっかけがなく参加に結びつかない人もいます。そのような人々を参加に結びつける機会の提供が求められています。

障がいのある方へのアンケート調査では、地域との関わり方として、26.5%の方が、「地域活動やボランティアなど、自分にできることがあれば参加したい」と回答しています。また、一般市民へのアンケート調査では、この1年以内に障がいのある方に関わるボランティア活動等に参加したことがある方は3.5%に留まっていますが、障がいのある方の問題に「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した方は、合わせて71.3%に上っており、そうした方がボランティアに参加できる仕組みについても検討することが

必要となっています。

◆施策の方向◆

ボランティア活動などの住民互助活動への参加を促進します。ボランティア団体やNPOの連携促進を支援し、活動の充実に努めます。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① ボランティア・NPO活動の推進とネットワーク化	・ ボランティア団体・NPO間の相互理解の促進や情報交換を行い、活動の活性化及び市民への周知徹底を図ります。
② ボランティア団体との情報交換	・ ボランティア団体間において連絡会議を開催し、団体間の情報交換や情報の共有を継続して行うことで、当事者団体や市民の方との交流を深めるなど、活動の充実に努めます。
③ ボランティア情報の集約と提供体制の整備・促進	・ 館林市ボランティアセンターを運営し、ボランティアニーズの情報提供やボランティアの育成・ボランティア保険の加入促進を図ります。 ・ ボランティアセンターの機能や情報の収集、提供等のシステム強化を図り、ボランティア活動が安心して行えるよう充実に努めます。

≪ 館林市ボランティアセンター ≫

館林市ボランティアセンター（館林市社会福祉協議会内）では、ボランティアの募集やボランティア・NPO活動の支援等を行っています。

ボランティアセンターの主な業務

- 活動の相談
- 各種講座、研修会の開催
- ボランティア保険の加入手続き
- 機材や会場の貸出 など

ボランティアセンターの所在地等

住所：館林市苗木町 2452-1 TEL：0276-75-7111 FAX：0276-75-8111

基本目標2 自立した生活支援の推進

(1) サービス提供体制の充実

■現状と課題■

障がいのある方が住み慣れた地域で安定して自立した生活を送るためには、障がいのある方のニーズや障がいの特性に応じたサービスが提供されることが重要です。

障がいのある方へのアンケート調査によれば、館林市の障がい福祉サービスへの満足度については、「満足している（とても＋まあまあ）」が47.7%、「満足していない（あまり＋まったく）」が35.4%となっています。

市内のサービス提供事業者の質の向上や連携を推進するとともに、近隣の市町とも連携し、必要なサービスを適切に選択することができるようにサービス提供体制を充実させていく必要があります。

◆施策の方向◆

障がいに応じたサービスの充実と、障がいの特性や需要に見合ったサービスを提供できるように努めます。福祉サービス提供事業者と連携し、障がいのある方が必要な介護を受けながら生活できる場の整備や、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、身体機能及び生活能力を維持・向上するための訓練の実施や環境整備に努めます。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 日常生活支援体制の整備	・ 障がいのある方やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、日常生活を送るうえで必要とされる障がい福祉サービスを提供します。
② 日中活動系サービス（生活介護等）の提供体制の充実	・ 障がいのある方が地域で生活を送るために、近隣市町と連携し、障がいのある方が生活・機能訓練などを受けながら日中を過ごすことができるよう、日中活動系のサービスの整備・充実に努めます。
③ 居住系サービス（共同生活援助）の提供体制の充実	・ 社会福祉法人等のサービス提供事業者との連携を図りながら、必要に応じた介護等のサービスを備えたグループホームの整備促進に努めます。
④ 身体機能・生活能力訓練の継続と連携体制の充実	・ 自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、身体機能及び生活能力の維持向上のための訓練を実施するとともに、医療機関や相談支援事業等の関係機関と連携を図り、支援体制の充実に努めます。
⑤ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）における障がいのある児童の受入促進	・ 計画的に環境の整備を行うとともに、指導員の確保について、関係機関と連携を図り支援します。

施策内容	具体的事業
⑥ 障がい児支援提供体制の充実	・ 障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の構築や県や関係機関との広域的な連携、医療的ニーズ等への対応を充実させます。
⑦ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	・ 新人研修やブラッシュアップ研修などを通じた、人材育成に努めます。

《 日中活動系サービスの内容 》

生活介護	●主に日中において、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的な活動、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練	機能訓練 ●自立した日常生活や社会生活が送れるよう、身体的リハビリテーションの継続や、生活等に関する相談、助言、その他必要な支援を行います。
	生活訓練 ●自立した日常生活や社会生活が送れるよう、入浴、排せつ、食事等に関する訓練や、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	●一般企業への就職を希望する方に対し、原則2年間、生産活動、職場体験等の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上といった訓練、求職活動の支援、職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行います。
就労継続支援（A型）	●一般企業等での就労が困難な方に、原則雇用契約に基づく生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（B型）	●一般企業等での就労が困難な方に対して、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
療養介護	●医療と常時介護を必要とする方に対し、主に日中、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所	●居宅における介護者の疾病やその他の理由により短期間の入所を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護その他必要な保護を行います。

(2) 相談体制の充実

■現状と課題■

身近なところで様々な生活相談ができることは、障がいのある方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために極めて重要なことです。

障がいのある方へのアンケート調査では、心配ごとや悩みがあるときの相談先として、「家族・親戚・友人」を除けば、「病院」が23.7%で最も多く、次いで多いものは「相談できていない」が16.6%となっています。

本市においては、市役所、委託している相談支援事業者、地域自立支援協議会における、障がいの特性に応じた専門性の高い相談支援による、身近な相談活動を促進しています。

今後も専門機関による相談支援事業や、身近な相談活動と連携を図り、重層的で総合的な支援体制を地域で作り上げることが重要となっています。

◆施策の方向◆

障がいのある方の多様化するニーズや相談にきめ細かく対応するために、社会福祉協議会・福祉サービス事業者・障がい者団体等の福祉関係機関の福祉関係者や医療機関等との連携を強化し相談対応能力の向上を図るとともに、障がいのある方の相談に総合的に対応できる場の整備を図ります。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 総合相談窓口（市役所）の機能強化	・ 障がいのある方の様々な相談に対応できるよう、専門的職員の配置を行うとともに、より総合的に各課との連携を図ります。
② 地域自立支援協議会の充実	・ 地域自立支援協議会において、相談事業の評価や困難事例への対応に係る協議・調整を行います。また、受けた相談は、地域全体の課題として捉え、ワーキンググループの形成など、解決に向けて協議会の活用を図ります。
③ 相談支援事業の充実及び相談支援体制の整備	・ 一般相談やふくし総合相談窓口等、障がいのある方やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供を行うことにより、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができる支援体制を整備します。 ・ 市内の相談支援事業所に対して相談支援員の増員を促します。 ・ 委託している相談支援事業所との連携体制を堅持し、基幹相談支援センター設置に向けて基幹相談支援機能の強化と相談の対応能力向上を図ります。 ・ ふくし総合相談窓口と連携し、相談体制の充実を図ります。

④ 関係機関及び専門機関とのネットワーク化	・ 各種窓口において、必要に応じ他の機関と連携しながら対応できるよう、ネットワーク会議を開催するなど、さらなる連携の強化を図ります。
-----------------------	--

≪ 館林邑楽相談支援センター“ほっと” ≫

“ほっと”の概要

- 受付時間
月～金 9:00～17:00
※土日祝日はお休みですが、
緊急の場合はご連絡ください。
- 相談方法
電話、来所、訪問で行います。
- 料金
相談は無料です。

“ほっと”の主な業務

- 福祉サービス利用の支援
- 社会資源の活用（専門機関等の紹介）
- 社会生活を高める支援
- 発達・療育相談
- そのほか成年後見制度や虐待防止の相談にも対応しています。

“ほっと”の所在地等

住所：館林市苗木町 2452-1
館林市総合福祉センター内
TEL：0276-74-8304
FAX：0276-74-8305

≪ 館林市相談支援事業“にこにこ” ≫

“にこにこ”の概要

- 受付時間
月～金 8:30～17:30
※土日祝日はお休みですが、
緊急の場合はご連絡ください。
- 相談方法
電話、来所、訪問で行います。
- 料金
相談は無料です。

“にこにこ”の主な業務

- 福祉サービス利用の支援
- 社会資源の活用（専門機関等の紹介）
- 社会生活を高める支援
- 発達・療育相談
- そのほか成年後見制度や虐待防止の相談にも対応しています。

“にこにこ”の所在地等

住所：館林市成島町 1565
館林市障がい者総合支援センター内
TEL：0276-55-1067
FAX：0276-61-3901

(3) 住み慣れた地域での生活の確保

■現状と課題■

地域での生活に移行した障がいのある方が、自立した生活を営むことができるよう、各種サービスの情報提供に努めるとともに、身体機能及び生活能力の維持向上のための環境整備を図る必要があります。

また、本市では、障がいのある方の高齢化や重度化、親亡き後等を見据え、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援を提供できる仕組みを構築するため「地域生活支援拠点」の整備を進めています。

障がいのある方へのアンケート調査からは障がいのある方の3人に一人が「生活する場所について不安になる」と答えています。行政と様々な福祉サービスの事業所が一緒になったネットワークづくりや活用のための周知が必要です。

◆施策の方向◆

障がい者総合支援センターの運営を通じて、地域とのコミュニティを醸成し、障がいのある方が住みやすいまちづくりを推進します。また、地域生活への移行を希望する方に対し、住居や就労、福祉サービスに関する情報提供を推進するとともに、自立のための専門的な相談や宿泊体験、緊急時の受入等を行う地域生活支援拠点の整備と活用を図ります。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 地域生活への移行の促進	・ 地域生活への移行を希望する方に対する、住居や就労、各種サービスに関する情報提供を推進します。
② 障がい者総合支援センターによる地域づくりの推進	・ 障がいのある方の通う福祉の複合施設である障がい者総合支援センターで行う催し事などを通して、地域とのコミュニティを醸成し、障がいのある方の住みやすいまちづくりを推進します。
③ 地域生活支援拠点の整備・活用の推進	・ 邑楽館林圏域内の事業者が連携し、地域移行や自立についての専門的な相談のほか、宿泊体験や緊急時の受入対応などを行う拠点整備を行い、地域で安心して生活していける体制の構築を目指します。
④ 住み慣れた地域で暮らしていくための各施策の推進	・ 地域の医療機関で、重症心身障がい者の方などが利用する短期入所事業（医療型）を行い、日常的に介護する家族等の負担軽減に努めます。 ・ 在宅血液透析療法に必要な経費等の補助を行い、じん臓機能障がいの方の在宅での生活を支援します。
⑤ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム等の構築	・ 精神障がいのある方に対して、病院からの早期退院や退院後の地域生活の定着に向けた取組など、保健、医療、福祉関係者の連携により協議を進めます。
⑥ 家族や介助者のケアの促進	・ 障がいのある方の家族や介助者への身体的、精神的なケアを充実させます。

基本目標3 保健・医療体制の充実

(1) 保健サービスの充実

■現状と課題■

食生活や日常の生活習慣の変化により、障がいの原因となりやすい脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病を発症するケースが多くなっています。そのために、ライフステージごとの健康づくりの活動を推進し、生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、疾病の早期発見・早期治療による障がいの軽減及び自立の促進を図ることが重要な課題となっています。

障がいのある方へのアンケート調査では、障がいがあることがわかった時期は、「乳児期（1歳6か月まで）」が6.4%、「幼児期（6歳まで）」が14.8%、「壮年期以降（40歳以上）」が50.5%など、障がいの発生時期は様々であり、保健・医療的な対応も、年代に応じて行うことが必要となっています。

◆施策の方向◆

生涯にわたる疾病・障がいの予防と健康増進のため、健康診査や健康相談・保健指導体制の充実を図り、ライフステージに応じた健康づくりの活動や、母子保健対策・成人保健対策・生活習慣病予防対策等の推進に努めます。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 発生予防対策の充実	・ 生活習慣病の予防や早期発見のため、健康診査や各種がん検診等の受診率向上と検診結果に基づく指導の充実を図ります。 ・ 疾病予防の知識の普及や予防接種の充実により、疾病や感染症の予防に努めます。
② 保健サービス提供体制の整備	・ 障がいがあっても安心して保健サービスを利用できるように、本市で実施している各種保健サービスの提供において、障がいのある方への配慮を行います。
③ 健康に関する相談体制の充実	・ 各種健康相談の実施など、市民が相談できる機会を増やし、疾病予防や健康増進を図ります。
④ 生涯を通して一貫した保健サービスが受けられる体制の整備	・ ライフステージに応じた健康診査等の実施により、疾病や障がいの早期発見や健康増進に努めます。

(2) 医療サービスの充実

■現状と課題■

障がいのある方や高齢者が、住み慣れた地域で安全かつ安心して生活していくためには、寝たきりや要介護状態にならないよう、地域で適切なりハビリテーションが提供される必要があります。

また、社会の変化によるストレスなどの要因から心の健康を損なう人が増えています。精神疾患は、生活習慣病と同様に、誰もがかかりうる病気であることを認識するため、こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発が大切であり、早期受診・早期治療ができるよう、早い段階から相談指導や治療が受けられる体制整備が重要です。

障がいのある方へのアンケート調査では、医療を受けるうえで困っていることでは、「病院までの移動」や「医療費の支払い」に次いで、「専門的な治療をする病院が近くにない」、「自分や障がいのことをよくわかってくれない」の割合が高くなっています。

障がいのある方が安心して医療サービスを受けられることができるよう、関係機関と連携した医療体制の更なる充実・強化に努めるとともに、医療サービスに関する情報提供・相談対応、経済的負担の軽減支援及びリハビリテーション体制の充実が求められています。

◆施策の方向◆

障がいのある方が、相談、診断、治療、訓練、更に指導まで、一貫したサービスを受けられることができるように、保健福祉事務所、医師会及び医療機関とのより一層の連携強化に努めます。

また、障がいのある方の自立支援のためのリハビリテーションの利用促進と、疾病の重症化予防や適切な医療サービスを受けるための「かかりつけ医・歯科医」の普及に努めます。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 医療支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会や医療機関との連携を図り、救急医療に対する適正受診の啓発に努めます。 ・ 専門性の高い対応が必要な発達障がいや高次脳機能障がいについては、専門の医療機関等と連携し、その実態把握や早期対応の体制整備に努めます。
② 福祉医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 群馬県の助成対象者に加え、館林市単独での助成対象者である療育手帳 B1、18 歳未満の身体障害者手帳 3 級該当者を受給資格者としている現制度を維持し、引き続き障がいのある方の医療費に係る経済的負担を軽減します。
③ 救急医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急の事故や病気に対応するため、公立館林厚生病院と一般医療機関の機能分担を明確にし、公立館林厚生病院を中心とした救急医療体制の充実に努めます。
④ リハビリテーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、リハビリテーションの利用促進を図ります。
⑤ かかりつけ医・歯科医の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医・歯科医を普及することにより、疾病の重症化予防に努めるとともに、ほかの医療サービスや福祉サービスとの連携を図るときに、状態に合った適切な対応が図られるように努めます。

基本目標4 療育・教育の充実

(1) 療育・教育の推進

■現状と課題■

障がいのある子どもが、自分らしく、いきいきと育つためには、障がいの早期発見・早期対応と、乳幼児期からの一貫した支援が重要となっています。

障がいのある方へのアンケート調査では、幼児期、学齢期の生活に必要なこととして、「保育士や教師が障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいの状態にあった指導を行う」が33.2%で最も多く、「障がいの特性の理解」、「障がいの有無に関わらず学べる環境整備」が続いています。

今後も引き続き、乳児健康診査等による早期発見、早期対応に向けた療育環境の整備を継続して推進するとともに、一人ひとりのニーズに合った適切な療育・教育が提供できるよう、きめ細やかな支援体制づくりに努める必要があります。

◆施策の方向◆

障がいを早期に発見し、障がいのある子どもを育てる保護者の不安を少しでも取り除くための、療育・教育における支援体制づくりに努めるとともに、保健福祉関係機関の連携調整や就学相談などを通して、適切な進路指導に努めます。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 乳幼児の疾病の早期発見・相談の充実	・ 乳幼児健康診査、各種健康相談など、疾病の予防、発達障がいを含めた障がいの早期発見に努めるとともに、継続的な支援に取り組みます。また、必要に応じて、専門的な医療機関の紹介等を行います。
② 障がい児保育の充実	・ 中・軽度の障がいのある園児を対象とした障がい児保育のほか、通常保育を実施するなかでの発達障がいのある園児の早期発見、療育、家庭支援について、教育機関や児童相談所等の関係機関と連携を図り、障がい児保育の充実に努めます。
③ 障がいのある子どもへの療育・支援の充実	・ 障がいのある児童の通う児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業者と連携し、質の高い療育サービスの提供体制づくりを進め、地域の障がい児通所支援の充実に図ります。
④ 発達障がいのある方に対する支援体制の充実	・ 発達障がいのある方に対して、ライフステージに応じた、一貫性のある支援体制を整備し、長く地域で安心して生活できるよう支援します。 ・ 児童発達支援センターの設置を進めます。
⑤ 幼稚園、学校等教育施設・設備の改善	・ 障がいのある園児・児童・生徒に対応した施設の整備・改善を推進します。

(2) インクルーシブ教育の推進

■現状と課題■

インクルーシブ教育とは、すべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことを通して、お互いを理解し、尊重し合う共生社会の実現を目指すという考え方です。

本市において、令和3年度では、義務教育段階で特別支援学校に在籍している児童生徒は73人、同じく特別支援学級に在籍している児童生徒は200人、通級による指導を受けている児童生徒は136人となっています。

早期からの教育相談・支援、就学指導、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援が重要と考えられます。

◆施策の方向◆

保健、福祉、医療と教育が連携をして、それぞれのライフステージにおいて社会自立や就労につながるための力を育てていきます。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 適切な就学相談・指導の充実	・ 保健・福祉・医療・教育現場との連携を密にし、情報の共有を行うとともに、より多岐にわたる視点から、就学相談会の実施に努めます。
② 障がい状況に応じた適切な進路指導の充実	・ 義務教育終了後の進路を見据え、各学校において、関係機関との連携のもと、障がいのある児童・生徒の個々の状況に応じた適切な進路指導の実施に努めます。
③ 特別支援教育介助員の充実	・ 障がいのある児童・生徒を指導する教員を補助し、適切な介助を行う特別支援教育介助員を各学校に配置します。

基本目標5 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) スポーツ・文化活動の促進

■現状と課題■

障がいのある方が生涯を通じて、心豊かな充実した生活を実現するために、文化・スポーツ活動など、余暇の活動に気軽に参加できるような環境づくりが必要となります。

現在、本市においては、障がい者団体等による余暇活動へ支援を行っています。特に、障がい者スポーツの推進に当たっては、障がい者スポーツの専門的な指導員の果たす役割が注目され、その育成が期待されています。

◆施策の方向◆

障がいのある方の生活をより豊かにするために、スポーツ・レクリエーション及び文化活動への参加を支援します。

また、それぞれの障がいの特性や体力及び年齢に応じて適切に指導できる、スポーツの指導員の育成を図ります。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 各種スポーツ・文化活動への参加促進	・ 障がいの有無にかかわらず各種スポーツ・文化活動に参加しやすい環境づくりを促進し、生きがいのある健康的な生活を支援します。
② 障がい者のスポーツ普及のための指導員の育成	・ 障がいのある方のスポーツ活動への参加を促進するため、地域、民間、行政が協働して、障がい者スポーツ普及のための指導員を育成します。
③ スポーツ施設のバリアフリー化の推進	・ スポーツ施設のバリアフリー化を推進し、障がいのある方が安心してスポーツに親しめる施設づくりを目指します。
④ 障がい者団体等によるその他余暇活動への支援	・ 障がいのある方のサークル活動等の余暇活動の育成・支援を行うとともに、障がい者団体等が主催するスポーツ・文化交流事業の開催を支援します。

基本目標6 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 一般就労支援の充実

■現状と課題■

障がいのある方がその意欲や適性・能力に応じて自立を図るためには、職業能力開発の機会・職場適応の機会の確保、更には障がい者雇用に関する制度の普及・啓発を進め、受け入れ側となる事業者の障がい者雇用に関する理解と協力を得て職場の環境が整備されることが求められます。

障がいのある方へのアンケート調査では、障がい者が仕事につくために大切なことでは、「事業主や職場の人が障がいに対して十分理解していること」が5割を超え最も多く、「障がい者を受け入れる職場がたくさんあること」、「障がいや健康状態に合った仕事ができること」も4割を超えています。

障がい者が働き続けるために必要な支援では、「職場に慣れるまで指導してくれる人がいること」、「職場に仕事の相談に乗ってくれる人がいること」が約5割となっています。

障がいのある方が能力に応じて就労できるよう、事業者の受け入れ環境構築の推進や、関係機関との連携のもと雇用の場を確保していくことが必要となっています。

◆施策の方向◆

一般就労に向けては、必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な訓練の場を確保することに努めます。

また、公共職業安定所（ハローワーク）などの労働行政関係機関と連携して、就労を希望する方への支援や、障がいのある方の雇用について事業者への理解・啓発を推進し、雇用就労の促進に努めます。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 職業相談の充実	・ 職を求める方やその家族が、専門のカウンセラーによる職業に関する相談や、相談支援事業所における就業相談を受けられるよう支援します。
② 就業機会の拡大と雇用の促進	・ 公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携し、求人情報を提供するとともに、就職面接会を実施します。 ・ 地元企業に関する情報発信や、多様な働き方に対応した職場環境整備など、県や関係機関と連携して推進します。
③ 職業訓練の充実	・ 求職者を対象に、就業支援講座を実施するなど、就業に必要な知識や技能の習得を支援します。

施策内容	具体的事業
④ ジョブコーチ等就労支援事業の周知	・ ジョブカフェぐんまや若者サポートステーション等の就労を支援する機関や、本市で実施する就労支援の事業について、本市の広報紙やホームページを活用した周知活動を行います。

(2) 一般就労が困難な障がい者への就労支援

■現状と課題■

一般就労が困難な障がいのある方に対しては福祉的就労の機会が用意されます。福祉的就労には、労働契約を結んで就労の機会を提供する A 型と、生産活動等を通じて就労に必要な能力の向上のための訓練を行う B 型とがあります。本市では、地域活動支援センターにおいて創作活動や生産活動の機会を提供するなど、福祉的就労への支援を行っていますが、依然として対象となる福祉的就労の場は少なく、近隣市町と広域的に連携することにより、福祉的就労の受け皿の拡大を図る必要があります。

◆施策の方向◆

市内外において、障がいのある方の心身の状況やニーズに応じながら、福祉的就労の場の確保、整備に努めるとともに、一般就労への移行に向けた就労移行支援を推進し、個々の障がいのある方の適性に合った職場への就労・定着を支援します。

また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、可能な限り障がい者就労施設からの物品調達に努めます。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 福祉的就労の場の確保	・ 一般就労が困難な障がいのある方について、福祉的就労の場を確保するため、近隣市町も含めた施設情報の整理に努めます。
② 職親制度（事業）の充実と促進	・ 制度を必要とする人が適切に利用できるよう、事業内容の周知を図ります。
③ 一般的就労への移行・定着の支援の充実	・ 就労に向けた訓練を促進し、個々の障がいのある方の適性に合った職場への就労移行・定着を支援します。
④ 障がい者就労施設からの物品等の調達の推進	・ 本市の発注する物品又は役務などを、障がい者就労施設から優先的に調達することにより、福祉的就労の支援に努めます。

(3) 経済的自立の支援

■現状と課題■

障がいのある方へのアンケート調査では、5割以上が「生活に必要なお金のことで不安になる」と答えています。

◆施策の方向◆

障がいのある人が質の高い自立した生活ができるように、雇用・就業の促進に関する施策とあわせて、年金や諸手当等の支給により、経済的自立の支援をしていく必要があり、制度内容等について周知に努めます。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 年金・手当制度の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の広報紙やホームページによる年金制度の周知・啓発を行うとともに、年金事務所との連携による年金相談を実施します。 ・特別障害者手当や特別児童扶養手当など、各種制度の周知を図ります。

《 障がいのある方への手当・年金 》

名称	対象・該当条件
特別障害者手当	●著しい重度の障がいがあるため、日常生活を送る上で、常に特別な介護を必要とする20歳以上の方
障害児福祉手当	●日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の方
特別児童扶養手当	●身体・知的又は精神に重い障がいのある20歳未満の児童を養育する父母、又は父母に代わり養育している方
障害基礎年金	●障害等級の1級又は2級の状態にあり、一定の保険料納付要件を満たしている方

基本目標7 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

(1) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

■現状と課題■

聴覚に障がいのある方及び音声言語機能に障がいのある方等が、円滑に外出や社会参加できるよう、コミュニケーション手段の確保と情報提供とともに、窓口において意思疎通ができる職員の育成が望まれます。

本市においては、平成29年4月1日、館林市きずなを結び共に育む手話言語条例を制定しました。パンフレットの作成及び本市広報紙・本市ホームページ等で周知を行いました。手話は言語である認識に基づき、市民の手話への理解及び手話の普及をさらに推進する必要があります。

また、市役所窓口での相談や手続きを円滑に行うための手話通訳者の配置や、聴覚に障がいのある方及び音声言語機能に障がいのある方等の講演会等への参加促進のため、主催部署と社会福祉課で連携し、手話通訳者の派遣を行なっています。

障がい者向けアンケート調査結果では、外出する際の特に不便に感じることで、「他人との会話が難しい」が18.0%となっており、障がい特性に応じた意思疎通の支援が求められています。

◆施策の方向◆

障がいのある方を対象とした多種多様な福祉サービスや、生活に必要な支援情報を体系的に整備し、障がいのある方が地域社会において自立した生活を営むのに必要な情報を迅速に分かりやすく提供できるよう、本市の広報紙やホームページ、市役所窓口でのパンフレットの配布など、各種媒体の活用を進めるとともに、障がいの種類に応じた情報提供の方法を検討します。

また、館林市手話施策推進方針に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 手話通訳者設置・派遣等、意思疎通支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 手話通訳者、手話サークルの会員や市民に、手話通訳者講習会への参加の呼びかけや派遣制度の周知を行うとともに、手話を必要とする方が、地域での生活を円滑に送れるよう、通訳者の育成等に努めます。・ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障があるすべての障がいのある方に対し、必要な意思疎通支援事業の体制の充実を図ります。

施策内容	具体的事業
② 職員のコミュニケーション能力養成	・ 窓口において、聴覚に障がいのある方、音声言語機能に障がいのある方等と手話による簡単な会話ができる職員や、視覚に障がいがある方等の様々な障がい状況に応じた対応や配慮ができる職員の養成を図るとともに、職員の障がいのある方に対するさらなる理解促進を図ります。
③ 手話窓口の拡充	・ 聴覚に障がいのある方、音声言語機能に障がいのある方等が相談を行ないやすいように、手話による対応ができる窓口の拡充を図ります。
④ 利用者に分かりやすい福祉サービス情報の提供	・ 実施している福祉サービスをより多くの人に知ってもらい、利用してもらえるよう、本市の広報紙やホームページなどの各種媒体を有効に活用し、情報提供を積極的に行います。
⑤ 目・耳に障がいのある方への情報提供	・ 視覚・聴覚障がいなど、障がいの種類や程度によって情報を得ることが困難な障がいのある方に対して、合理的配慮の提供を推進するとともに、電話リレーサービスの活用などについて周知します。
⑥ 行政情報のアクセシビリティの向上	・ ホームページ等に掲載する行政情報について利用者の視点から分かりやすく分類するなど、目的のページへすばやく、適切にアクセスできるよう配慮します。

基本目標 8 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備

(1) 防災・防犯対策の推進

■現状と課題■

障がいのある方や高齢者を始めとする「避難行動要支援者」の避難の遅れなどに対応するため、避難支援体制づくりをする必要があります。また、障がい者や高齢者を災害から守るため、障がい者の意見を取り入れた避難誘導體制や、避難所の運営の仕組みの構築が求められています。

障がいのある方や高齢者は犯罪被害に巻き込まれやすいことから、犯罪の発生を未然に防ぐ安全・安心なまちづくりが課題となっています。

障がいのある方へのアンケート調査では、災害発生時、避難に手助けが必要な人は5割を超えており、手助けが必要な方のうち、手助けしてくれる人がいる人は、約5割となっています。

災害にあった時にしてほしいことでは、「災害情報を知らせてほしい」、「必要な治療や薬を確保してほしい」が5割を超え多くなっています。

今後も、災害時に障がいのある方の安全・安心が守られるよう、地域住民や関係機関との連携を図りながら、防災・防犯対策に取り組むことが求められます。

◆施策の方向◆

地震等の災害時に障がいのある方の安全が確保できるよう、避難場所等に関し、障がいの種類や障がいのある方に配慮した情報提供を行うとともに、障がいのある方が利用できる福祉避難所の整備と充実に努めます。また、避難行動要支援者名簿を整備し、消防、警察、行政区、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員と情報を共有することで、災害発生時の障がいのある方の円滑な避難の支援に努めます。

また、判断能力が十分でない方が消費者被害にあわないよう、消費生活に関する相談活動や情報提供の充実に努めます。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 障がいのある方に配慮した地域の避難誘導體制等の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 障がいのある方が、災害時に迅速に避難場所まで誘導されるよう、避難行動要支援者の把握を行い、適宜名簿の整備・見直しを行います。・ 避難行動要支援者名簿の作成や名簿を活用した避難訓練の実施を促進するとともに、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別避難計画の策定を行います。・ 避難行動要支援者に関する情報を消防、警察、地域の自主防災組織などと共有し、住民相互の安否確認と円滑な避難誘導を行う体制を整備します。

施策内容	具体的事業
② 障がいのある方が理解しやすい災害時の情報提供	・ 障がいのある方に配慮した災害時の情報提供方法について検討します。
③ 避難場所における障がいのある方への対応の促進	・ 避難場所において、障がいのある方が非日常の生活で困ることがないように、医薬品の確保やプライバシーが保たれたスペースの設置等に努めます。
④ 福祉避難所の整備・充実	・ 指定した福祉避難所の設備や人員配置等の充実について検討し、災害発生時の障がいのある方の避難生活の支援に努めます。
⑤ 悪質商法についての情報提供	・ 消費生活センターにおける相談活動や情報提供を充実します。 ・ たてばやし防災情報伝達システムを運用し、登録者数の増加と情報提供に努めます。
⑥ 障がいのある方の緊急時における通報体制の充実	・ 緊急通報装置や住宅用火災報知器などの普及を促進し、緊急時に適切に対応できる通報体制の充実を図ります。

(2) 交通・移動手段の充実

■現状と課題■

障がいのある方が地域社会の中で自分らしく自立して生活していくためには、まちが移動しやすく活動しやすいことは重要なことです。そのための、道路や鉄道・駅のバリアフリー化等の環境整備は、障がいの種類や特性に配慮したものであることが求められます。

障がいのある方へのアンケート調査では、外出の頻度について、「定期的に外出している」が54.1%、「不定期ではあるが外出している」が28.6%であるのに対し、「ほとんど外出していない」の回答率も13.8%ありました。また、外出の際に困っていることでは、「他人との会話が難しい」、「利用できる移動手段が限られている」がそれぞれ18.0%を最も多くなっています。

今後も、関係機関・団体との協力・連携のもとで、障がいのある方の視点に立ち、公共交通機関の整備を促進するとともに、障がいのある方の外出支援に向けたサービスの一層の充実が必要とされています。

◆施策の方向◆

公共交通機関については、日常生活の行動範囲を拡大し、外出に対する抵抗感を少なくするため、今後とも利用しやすい施設や運行形態について検討・推進していきます。また、移動に困難をきたす障がいのある方に配慮した、交通バリアフリーの整備促進を図ります。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 移動手段の確保、利用拡大	・ 障がいのある方への移動手段の提供及び利便性の向上の視点に立ち、公共交通機関の充実について、検討・推進します。
② 移動支援（ガイドヘルプサービス）の充実	・ 重度の身体障がいや視覚障がいがある方又は知的障がい、精神障がいのある方の外出を支えるため、社会福祉法人等に本市における事業展開を促すなど、障がいのある方が日々の生活において、必要な時に利用できるよう、移動支援の充実に取り組みます。
③ 思いやり駐車場利用証の利用促進	・ 障がい者用駐車場を適正に活用することで障がいのある方の自由な外出を支援するため、群馬県で車いす使用者用駐車施設の適正利用を促進するため実施している「思いやり駐車場利用証制度」の利用について、周知・促進を図ります。
④ 道路交通環境の整備（バリアフリー）の促進	・ 市内の道路及び歩道にある段差を解消するなど、歩行者の利便性及び安全性を考慮した、歩行者にやさしい道路の整備を図ります。

(3) 公共施設等のバリアフリー化及び配置の集約化

■現状と課題■

障がいのある方が地域の中で一般の人と等しく安心して生活を楽しむためには、公共施設等の利用において、障がいのある方を妨げるもの（バリア）を極力無く（フリー）した環境を提供する必要があります。そのための施設整備は、障がいのある方の視点に立って行われることが大切です。

◆施策の方向◆

障がいのある方の利用に配慮し、建築物、公共施設、歩行空間のバリアフリー化や日常生活圏域・徒歩圏域への集約化等、障がいのある方が利用しやすい安全でやさしいまちづくりと住環境の整備を図ります。

また、高齢化の進展に合わせ、市営住宅等の整備を、高齢者の視点に立って推進します。

●施策の内容●

施策内容	具体的事業
① 安全で快適な歩行空間の確保	・ 歩行者の利便性及び安全性を確保するため、歩行空間の整備に努めます。

施策内容	具体的事業
② 施設のバリアフリー化及び配置の集約化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに整備を行う公共施設については、障がいのある方の利用を考慮した整備を行うとともに、既存施設のバリアフリー化に向けた整備改善を推進します。 ・ 民間建築物については、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑の促進に関する法律」を周知し、バリアフリー化を促進します。
③ 公営住宅のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅について、障がいのある方や高齢者など、全ての人の使いやすさに配慮した整備を推進します。

第5章 計画の推進・評価体制

(1) 計画の推進

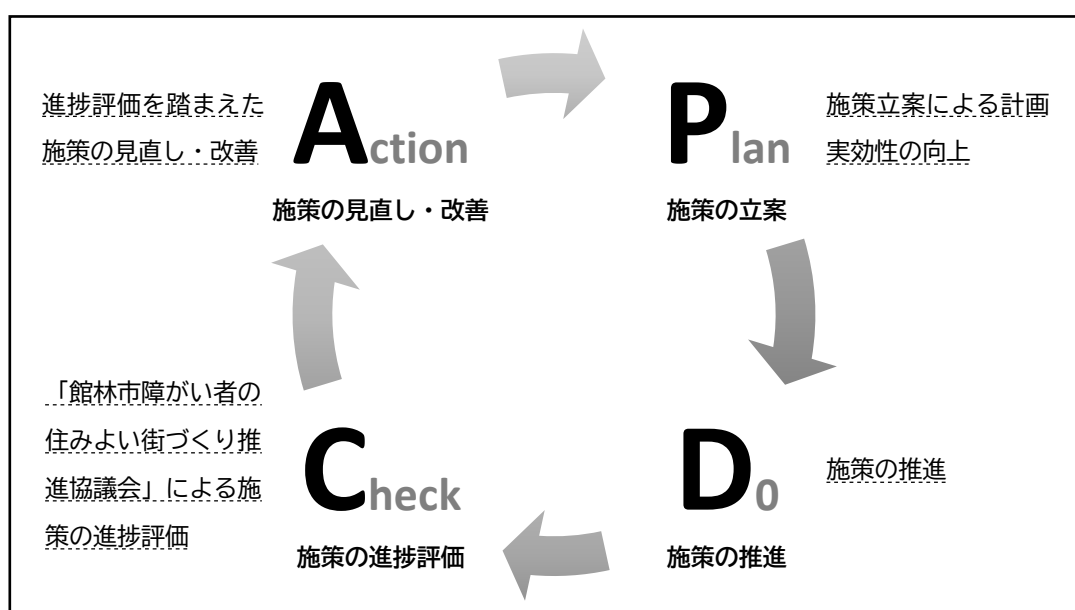
本計画の基本理念である「ともに学び ともに働きながら 自分らしく暮らせるまちの実現」を具体化していくために、次の3点が計画推進のための原則となります。

① 全員参加	本計画では、障がいのある方、市民、事業者、ボランティア・NPO、関係機関及び本市のすべてが当事者として協働し、施策の実効性を高めます。
② 全庁的な施策推進	庁内の各課が緊密な連携を図り、一体となって障がい者施策を総合的に推進します。
③ 計画の周知・啓発の徹底	本計画が目指す目標や方向性をすべての当事者が理解・共有できるように、本市の広報紙やホームページをはじめとする媒体を用い、計画の周知を図ります。

(2) 計画の進行管理及び点検・評価

本計画の進行管理については、下図に示すPDCAサイクルを用います。

施策推進の結果は、毎年、本市が取りまとめを行い、障がい者団体の代表者や有識者等で構成される「館林市障がい者の住みよい街づくり推進協議会」において「C」(進捗評価)を行い、「A」(見直し・改善)につなげていきます。



資料編

1 計画策定の経過

年月日	会議等	概要
令和3年 8月18日 ～9月13日	障がいのある方へのアンケート調査の実施	・市内に在住し、障害者手帳をお持ちの方から手帳の種別に無作為抽出 ・450人 ・郵送調査
	障がい福祉施設へのアンケート調査の実施	・市内所在の45事業所 ・メールによる調査
	市民へのアンケート調査の実施 (地域福祉計画策定のためのアンケート含む)	・住民基本台帳より無作為抽出 ・2,000人 ・郵送調査及びインターネット回答
10月5日(火)	第1回 障がい者の住みよい街づくり推進協議会	・障がい者計画の策定スケジュールについて ・アンケート調査結果について
11月8日(月)	第1回 障がい者計画庁内検討会	・障がい者計画の素案について ・パブリックコメントの実施について
11月30日(火)	第2回 障がい者の住みよい街づくり推進協議会	・障がい者計画の素案について ・パブリックコメントの実施について
令和4年 1月7日(金) ～2月7日(月)	パブリックコメントの実施	・障がい者計画案の公表
2月16日(水)	第3回 障がい者の住みよい街づくり推進協議会(書面)	・パブリックコメントの結果について ・障がい者計画の最終案について
2月17日(木)	第2回 障がい者計画庁内検討会(書面)	・パブリックコメントの結果について ・障がい者計画の最終案について
3月2日(水)	市長への報告	・障がい者の住みよい街づくり推進協議会から市長へ障がい者計画策定について報告
3月	館林市議会 令和4年第1回定例会	・障がい者計画策定について報告

2 館林市障がい者の住みよい街づくり推進協議会規則

平成30年10月29日館林市規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、館林市附属機関設置条例（平成30年館林市条例第26号）第8条の規定に基づき、館林市障がい者の住みよい街づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 障がい者団体の代表者
- (2) 社会福祉関係団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 保健医療機関等の代表者
- (5) 企業等の代表者
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 館林市障がい者の住みよい街づくり推進協議会委員名簿

(敬称略)

区 分	委員数	団 体 等 の 名 称	氏 名	備考
障がい者団体の 代表者	6人	館林市身体障害者更生会	中 村 美 子	
		館林市聴覚障害者福祉協会	早 川 健 一	
		館林邑楽視覚障害者協会	広 瀬 進 市	
		館林市肢体不自由児(者)父母の会	青 木 久 枝	
		館林邑楽精神障害者家族会	福 島 渉	
		つみきの会・館林	猿 渡 三保子	
社会福祉関係団 体等の代表者	4人	館林市社会福祉協議会	三 田 正 信	会 長
		社会福祉法人館邑会	程 原 一 行	
		社会福祉法人群馬県社会福祉事業団	矢 島 正 広	
		館林市ボランティアサークル連絡会ほほえみ	上 山 晴 美	副会長
関係行政機関の 職員	3人	館林公共職業安定所	原 賢 一	
		群馬県立館林特別支援学校	小 林 一 雅	
		群馬県立館林高等特別支援学校	佐野間 幸 道	
保健医療機関等 の代表者	3人	館林保健福祉事務所	反 町 真 澄	
		館林市邑楽郡医師会	真 中 千 明	
		館林邑楽歯科医師会	富 永 真 澄	
企業等の代表者	1人	館林商工会議所	川 島 良 則	
学 識 経 験 者	3人	館林市民生委員児童委員協議会	橋 本 初 代	
		障害者就業・生活支援センター わーくさぽーと	十 河 歩 美	
		群馬県宅地建物取引業協会館林支部	篠 原 幹 幸	

4 館林市障がい者計画及び館林市障がい福祉計画庁内検討会設置要領

1. 趣 旨

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づき障害者計画を策定するため、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に基づき障害福祉計画を策定するため、館林市障がい者計画及び館林市障がい福祉計画庁内検討会の設置・運営について必要な事項を定めるものとする。

2. 目 的

館林市障がい者計画及び館林市障がい福祉計画（以下「計画」という。）策定に当たり、必要な事項を総合的に協議及び検討するため、館林市障がい者計画及び館林市障がい福祉計画庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

3. 構 成

検討会は、別紙の通り構成する。

4. 会 務

検討会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画書の策定に関する事項
- (2) その他計画策定に必要な事項

5. 会議等

- (1) 検討会には、議長及び副議長を置き、議長は保健福祉部長を、副議長は社会福祉課長をもって充てる。
- (2) 検討会は、必要に応じて議長が招集するものとする。
- (3) 副議長は、議長を補佐し議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (4) 議長は、必要があると認められた時は関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 議長は、必要に応じて検討会の検討の経過及び結果を市長に報告するものとする。

6. 設置期間

検討会の設置期間は、計画策定終了までとする。

7. その他

このほか、検討会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(別紙) 館林市障がい者計画及び館林市障がい福祉計画庁内検討会委員名簿

職 名	館林市障がい者計画	館林市障がい福祉計画
保健福祉部長	○	○
政策企画部企画課長	○	
政策企画部財政課長	○	
総務部行政課長	○	
総務部安全安心課長	○	
市民環境部市民協働課長	○	
保健福祉部社会福祉課長	○	○
保健福祉部高齢者支援課長	○	○
保健福祉部介護保険課長	○	○
保健福祉部子ども福祉課長	○	○
保健福祉部健康推進課長	○	○
保健福祉部保険年金課長	○	○
経済部商工課長	○	
経済部つつじのまち観光課長	○	
都市建設部都市計画課長	○	
都市建設部道路河川課長	○	
都市建設部建築課長	○	
教育委員会教育総務課長	○	
教育委員会生涯学習課長	○	
教育委員会学校教育課長	○	
教育委員会スポーツ振興課長	○	

5 用語集

【あ行】

用語	解説
アウトリーチ	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届けること。
医療的ケア	一般的に、痰の吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の日常生活を営むのに必要であって、医師の指示の下に行われる医行為のこと。医師や看護師等の免許を持たない者も、研修を修了し、都道府県知事の認定を受けることで、一部の医行為に限り、一定の条件下で実施できる。
NPO	「Non-Profit Organization」の略で、民間非営利組織のこと。

【か行】

用語	解説
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行う機関のこと。
共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごと繋がることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
権利擁護	地域生活に困難を抱えた高齢者や障がい者等の「その人らしく、住み慣れた地域でいきいきと暮らすための権利」（自己決定権や生存権、地域で生活し続ける権利等）を守ること。
高次脳機能障がい	事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障がいのこと。
合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること。
コンパクトシティ	一般的には、1)高密度で近接した開発形態、2)公共交通機関でつながった市街地、3)地域のサービスや職場までの移動の容易さ、という特徴を有した都市構造のこと。

【さ行】

用語	解説
職親制度	知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（以下「職親」という。）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障がい者の福祉の向上を図ること。
市民後見制度	判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活上の契約などを、本人を代理して、裁判所から選任を受けた、親族以外の市民による後見人である「市民後見人」が行う制度。
市民後見人	社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の方で、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方のうち、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方のこと。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を保護、支援するため、不動産や預貯金などの財産を管理したり、生活を送るために必要な契約を結んだりする制度。
SST	Social Skills Training の略称。社会生活を送る上で人との関係を確立し、円滑な人間関係を維持するスキルトレーニングのこと。

【た行】

用語	解説
たてばやし後見支援センター	市民の後見制度に関する相談窓口となり、地域で安心して生活できるように支援などを行うために設置されたもの。後見制度の普及活動、市民後見人の養成を行う。
地域包括ケアシステム	概ね 30 分以内（日常生活圏域）で、生活上の安全・安心・健康を確保するための多様なサービスを、24 時間 365 日を通じて利用しながら、病院等に依存せずに住み慣れた地域で尊厳を持った生活を継続するため、医療や介護の専門職のほか、地域住民やボランティアなど、地域全体で高齢者を支えていく仕組みのこと。
電話リレーサービス	聴覚や発話に困難のある方（以下「聴覚障がい者等」という。）と聴覚障がい者等以外の者との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につながるサービスのこと。

【た行】

用語	解説
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級のこと。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。
特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校のこと。

【は行】

用語	解説
8050 問題	80 歳代の親が 50 歳代の子どもを経済的に支える必要がある状態及びそこから派生する問題。
バリアフリー	障がい者、高齢者等の社会的弱者が社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。また、社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去すること。
避難行動要支援者	災害時、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のこと。例えば、高齢者、障がい者など。
ピアサポート	同じような悩みや背景を持つ人、障がいのある方同士が、対等な立場で互いに支え合うこと。
福祉避難所	介護の必要な高齢者や障がいのある方など、一般の避難所では生活に支障をきたす方に対してケアが行われるほか、要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなど、バリアフリー化が図られた避難所のこと。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障がい児通所支援。

【や行】

用 語	解 説
要介護認定	介護サービスを受けようとする被保険者の申請によって、要介護者に該当するかどうか、また、該当した場合は要介護度について、全国一律の客観的な方法基準に従って市町村が行う認定を指す。
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。

【ら行】

用 語	解 説
リハビリテーション	治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障がい者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と共に生活できるようにすることであり、その人が持っているすべての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組みのこと。



第四次館林市障がい者計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月発行

発行：館林市

編集：館林市保健福祉部社会福祉課

〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号

TEL：0276(47)5128(直通)

FAX：0276(72)4210